

第六十三回国会 参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和四十五年五月十二日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山内 一郎君
理事 熊谷太三郎君
安田 隆明君
山本伊三郎君
原田 立君

委員 西郷吉之助君
内藤三郎君
初村龍一郎君
船田 誠君
増田 盛君
山崎 竜男君
吉武 恵市君
若林 正武君
竹田 四郎君
千葉千代世君
和田 静夫君
阿部 憲一君
市川 房枝君

國務大臣 法務大臣 小林 武治君
自治大臣 秋田 大助君

政府委員 法務大臣官房會計課長 伊藤 榮樹君
自治省財政局長 長野 士郎君

事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員 法務省矯正局保安課長 倉見 慶記君

文部省管理局助成課長 松浦泰次郎君
厚生省環境衛生局食品衛生課長 賀淵 茂君
厚生省環境衛生局公害部環境整備課長 石丸 隆治君
建設省河川局水政課長 堀 徳吾君
自治省行政局公務員部給与課長 潮田 康夫君
自治省財政局財政課長 森岡 敏君
自治省財政局交付税課長 横手 正君

本日の會議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○地方行政の改革に関する調査(昭和四十五年度地方財政計画に関する件)

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

質疑のおありの方は順次、御発言を願います。

○原田立君 きょうに引き続き、交付税のことでお伺いするわけでありますが、最近大都市の財源問題等がいろいろと大きな課題になってきているのでありますが、私、その前にちよつと法務大臣おいでをいただきましたので、刑務所の所在している市町村における財政的な問題、これをひとつ取り上げてみたいと思つております。あまり具体的な事項になっておりますので、もしあれでしたら、局

長のほうからでもお答え願えればけっこうです。

福岡の藤崎にありました福岡刑務所が粕屋郡宇美町に移転して今日に至っているわけでありまして、この福岡の藤崎にあったときには、しばしばというのではありませんけれども、いろいろな事故がありました。その後、宇美に移つてからこの運営等は平常事故なく行なわれていたかどうか、その点いかがでしょう。

いようにこそ願うのが地域住民の願いであります。その点お聞きするわけです。

○説明員(倉見慶記君) 刑務所におきます逃走事故に際しては、刑務所及び警察の連携活動についてのお尋ねでございますが、監獄法の規定によりまして、刑務官に逃走後四十八時間限り、いわゆる自力執行の逮捕権を許しているわけでございます。したがって、当面最もその受刑者を知つておる刑務官によつて逮捕するのがたてまえということになるのでございますが、ただいま仰せのとおり、現在自動車その他非常に逃走方法としては発達いたしておる現状でございますので、原則といたしまして直ちに警察に通報いたし、その手配写真あるいは帰る見込み先等を連絡をいたしまして、たてまえといたしましては必ず警察と共同捜査をするというふうに指導いたしております。

○説明員(倉見慶記君) 矯正局の保安課長の倉見でございます。

局長、ただいま法務委員会に参つております。

福岡刑務所におきます事故の件についてのお尋ねでございますが、昨年、昭和四十四年四月二十六日、刑務所の警備工事をやっております場所、上水道の水道配管工事中、住居侵入、強盗、窃盗等、四年三月月の刑期を持ちます警備受刑者小沢光一が職員の見察のすきを見まして目前から逃走いたしました。逃走事故が一件でございます。同管轄の久留米拘置支所におきまして、同年四月二日同じく被告人が運動中に逃走いたしました件がございます。福岡刑務所本所におきます逃走事故は、ただいま申し上げた上水道水道配管工事中の逃走一名ということになっております。

○原田立君 かつて福岡のときにも、私その現場付近に住んでおりましたので、逃走騒ぎがあつてたいへん市民が不安におののいたことが事実ありました。今度は宇美町に移つたわけでありまして、今度も、いまのお話は宇美町に移つてからのことであるわけですが、その際、警察との連携及び捜査については十分であつたかどうか、なぜこういうふうなことをお聞きするかという、非常にこころいふことを申し上げてはたいへんどうかと思つておりますけれども、やっぱり刑務所がくるところはあまり地域住民にとってはありがたく思つておりません。それで、そういう事故のな

りまして、傾斜を削ったり何かして非常に道路がよくなつていない。前の話とちよつと関連がありませぬけれども、私これは道路の問題でお聞きしたい。去年、私、小平法務委員長と宇美の刑務所に行つてきました。そのときに關係の方、所長さんのお話ですと、この道路の舗装が非常におくれておるのでたいへん苦慮している、それは地域の住民、町長さんあたりも早く直してもらつたほうがいいなというような意見のほうが強うございました。まだあの道路は予算がつかないとか何とかいうことでたいへんあとに延びるようなことをお伺いしてきたんでありますけれども、その後、そういう面の状況はどうなんでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 実は福岡刑務所周辺の道路事情、今日の時点でよく把握しておりませんので、たいへん申しわけないわけでございますが、刑務所構内の道路にまだ不完全な点がございしますれば、なるべくすみやかに補修をいたしたいと存じております。また構外の町あるいは県で御管理になっております道路に関しまして、関係方面へ極力お願いをして直していただくように努力したいと存じます。

○**原田立君** 急な質問ですので、はっきりとしたところがおわかりにならぬだろうと思うのでありますけれども、刑務所内ではなくて、刑務所に至る道路です。福岡から宇美町に入り、宇美町から刑務所に行く道路です。町の中といっても、ずっと山のほうになっておりますから、その途中は非常にいま申し上げたように急につくられておりますので、まだ舗装も何もされておられない。雨が降るとどろどろになっちゃって、がけくずれするようなおそれのあるところもある。また聞くところによると、バスは日に五本ぐらいしか出ていないという交通の便もたいへん不便なところになるのではないかと、そういう道路舗装、これは何も宇美の刑務所ばかりでない、今度新設されるような場合、移転するような場合、大体つきまとう問題ではないかと思う。だから、あなたのほうでもう少し具体的なお答えをいただきたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 御指摘のような事情でございまして、刑務所自体で刑務所外の道路を直すとということもできませんので、結局町その他のにおすがりするというようなことに相なるわけでございまして、あまり歓迎されないと仰せになります刑務所がそこへ参りました上に、道路で御迷惑をかけるということはたいへん苦しいわけでございまして、早速私どもでも実情を調査いたします、何とか改善の方途を講じてまいりたいと思ひます。

○原田立君 実は福岡市の藤崎刑務所が宇美のほうに移るについて、宇美町と福岡市といういろいろ話し合いをしたわけですが、そのときに宇美町のほうから、こういう施設をもってくるのだから、あれもつくってくれ、これもつくってくれというようなことで、関連施設をだいたいつくった模様なんです。こういうように、刑務所の移転のような場合に、いろいろな話し合いが行なわれるわけでありまして。それで、いままでお話ししたように、宇美のほうに移るために、宇美町を説得するためにいろいろと関連施設をつくっているのだが、その費用は国で見られていなくて、福岡市で全面的にそれを負担している、こういうことになっております。当時からいへんこのことで福岡市のほうが財政的に困って、何とかならないだろうかというような要望もありました。こういうようなことは、何度も申し上げるようでありますけれども、刑務所移転という問題になったときに、必ず全国的に起きる問題ではないかと思うのです。私はあまりよく知らなかったのですが、法律の中に国有資産等所在市町村に対する交付金及び納付金、これがあるので、刑務所なんかもそれに当てはまるのだらうというふうに思っておったけれども、これはどうも該当しない模様のようなんですね。となると、関係の福岡市が財政的には一方的に支出してそのままであるというようになるとなる。こういうことは地方財政を充実しようというやうなときにあたってはあまり好ましくない姿ではないだらうかと、こう思うのです。法務大臣、

こういうふうなことに關して、そういうようなことが起きた場合にはもつと財政的には援助すべきではないか、國として。財政局長どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 具体の問題について私も詳細な実情は承知しておりませんが、私もかつて福岡におつたこともございますが、その印象から申しますと、刑務所の移転という問題の、移転をしてほしい、あるいは移転をしたいということになりましたのは、むしろどちらかといふことです、移転をしてほしいというほうの願ひか

ら移転が実現したというかっこうではなかったかと思ひます。そういう意味で考えますと、それはしかし、同時に刑務所のあり方としても適當だという御判断も法務省の御当局にはあったからではありましようけれども、刑務所移転という問題は、やはり福岡市の強い多年にわたる要請が実現をしたという形であつたことはどうも疑い得ない事実だらうと思ふのであります。そういうことでありますが、同時にまた、それを受け入れる町村にとつてみれば、先ほど先生からお話がありましたように、正直申しましてあまりありがたくないということでもあつたろうと思ひます。そういうことであるがゆゑに、この受け入れの条件、つまりそれは刑務所とか法務省との關係ではなくて、移転を要望する市と、受け入れを承諾する町との間における、受け入れやすくするための条件の整備といふか、そういう問題が問題であつたのではないかと、これは推測でございますけれども、そういうような推測をいたすわけでございます。したがつてその点につきまして、関連施設は確かに刑務所にもいい影響を与えるような関連施設であるうと思ひますが、同時にまた受け入れる町村としても、町村の行政施設として非常に受け入れ側の地元住民を納得させるに足る、そういうものであつたともいふ要素も大きいように思われる。伺つただけで、はつきりわかりませんけれども、思われるわけでございます。

そこで、両方の利害を一致させるという意味で、福岡市が受け入れ町村に相當な施設の出資、

施設の必要な経費についての援助、負担、そういうものをしたという一つの実績がそこに横たわっておるのじやなからうかというふうに推測がされるわけでございます。そうでありますと、こういう場合に、国の関係において国こそ負担すべきだということが一体、正直申しましてどの程度妥当なものか、これはもう少し検討してみないと、必ずそういう場合に国の責任なり負担というこののちをどうも申すことが妥当であるかどうか、実態におけるケースもいろいろ考えながら検討してみなければならぬのではなからうかというふうに思うわけでございます。

○國務大臣(小林武治君) 先ほど原田委員から、刑務所の事故が付近の住民に非常に迷惑をかける、そのとおりでございまして、ときどきあることは非常に私どもも刑務所の管理上残念なことだと、かように考えておりまして、できるだけもうそういうことのないように今後とも注意してまいりたいと思います。それから、もしそういう事故が起きたら、すぐに警察と共同してやる、当然なことでありまして、これらのことは十分注意してまいりたいと思います。

なお、刑務所の移転問題も全国的の問題でありまして、従来その市の郊外にあったものが、いまではもう市街地の中心になる。こういうことで、もう各全国の市におきまして、刑務所の移転というものが問題になっておるのでございまして、福岡の刑務所におきましても、あるいは長崎、佐世保につきましてもみな同じ問題でありまして、実は法務省当局としましては、その場所にそのままあるということが、建物等もそう老朽化しておらなければ移転の必要がない。ことに従業員が非常に刑務所の移転に反対するのでございまして、自分らの生活上の理由によって反対してやる。しかし、とにかく、町の中にあるということはどうしてもこれは国としてもできるだけ避けなければならぬ、こういう方針によって全国的にこの計画をいま進めておるのでございます。それにつきましても、何しろ全国にたくさんの施設があ

るから、一度にはできないということ、年次計画をきめて順次これを行なうのでございませうが、その際、実は法務省も土地と建物については地方には御迷惑をかけない、こういうことを考えております。ただ、その市にしてみれば地方団体にしても、非常に大きな利益を得る問題であるから、たとえば刑務所に通ずる公道からの取り入れの道路というふうなものはひとつ自治体でやっつけたい。また、上水道とか下水道とか、そういうふうなものはひとつ地方において御負担願いたないと、こういうことをいままでも大体いたしておりますが、これも私は、やっぱり国としてはある程度やむを得ない。その土地が非常に大きな利益を得ると、こういうこともありますから、ある程度お願いをすることはやむを得ない。私どもはこれからは、これもやっぱり自治団体の負担でありますから、これこれの程度の方がいいというところは、場合によつたら特別交付税の対象にもなるだろうししますから、これからひとつ自治省のほうにも通知をいたすことにいたしましょう。この刑務所の関係でこの団体にはこれだけの余分な負担をかけることになるというように通知を申し上げて、ひとつ適当にはからっていただきたいと、そういう措置もとりたいと、こういうふうにしております。

なお、非常に地方が困りになるのは、何しろ旧刑務所の場所が非常にいい場所でありまして、これを切り売りするわけにもまいりません。どうしても公共的に利用してもらいたいと、こういうことになります。あるいは運動場をつくれとか、図書館をつくれとか、あるいは市民会館をつくれとか、公園にするとか、こういうふうな用途の指定をどうしてもいたさなきゃならいから、そのために実は都市のほうは、これを引き受けても、利益には、金銭的利益を得ることはきわめて困難である。大体その土地の公共的なものとして使われると、こういう制限をつけますから、だからして、その面からもその町の負担が非常に大きくなるというところは、すなわち、われわれのほうに建築交換をいたしても、土地を買い、あるいは建物をつくっていただいても、その対価として得る旧刑務所のあと地というものが用途を指定されるために、その都市の利益にならぬと、こういうふうな金銭的問題もありますから、いざにいたしても、このことは、地方公共団体にとりましては相当な負担だろうと思ひます。したがって、これらについても、もし自治省等において特別交付税等の対象とでもしていただければ非常にけつこうな話じゃないかと、かように思ひますが、その方面の連絡も今後いたしたいと、かように考へております。

○原田立君 実際、前の長野局長のお話にあったようなことは事実です。だ、おし、まいのほうの話のことはどうも気に食わない。というのは、福岡市のほうで移転してくれという要望が強く出て行ったんだから、そつちのほうの要望が実現したんだから、それは国のほうでめんどろを見るのはちよつとその時点では考えなきゃいけないと、何か決つていような、そんなふうな言い方をさつしてきているわけだ。その点が非常にわれわれ納得したい。いまも法務大臣から話があらたように、昔は刑務所の場所というものは事実郊外であつたんでしよう。だ、いまはもう都市の巨大化といふことで、市の中心部になつてやうつていふ。こういうのは、何も福岡のことばかりでなしに全国的に言える問題だと思ふ。いま法務省として、年次計画で逐次それをやつていくと、こうなれば、全国的に波及する問題だと思ふ。そういうようなことが眼前にありながら、財政当局の局長が、そんなのはあまり関知しないんだというように答弁では非常に納得しがたい。これはもう少し、もつと前向きな姿勢があつてしかるべきだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 私が申し上げましたのは、いまの地方団体間のそういう受け入れなり送り出しなりの関係における話し合いだから、地方団体間で、そういう負担をしたり、負担を受け入れたらうというところが要素として多いんじゃないかというところを申し上げたにすぎないのでございませう。したがって、刑務所を移転した法務省側の責任ということだけ、それが全然ないとは言ひませぬけれども、それをあんまり強調するわけにもまいらない実態があるのじゃないかろうか。そういう意味で、もつと具体的のケースに即して検討をする必要があろうというところを申し上げたわけですが、そういう意味で、地方団体間でも、間でもございませうと、それが公共的な一つの意味を持ち、客観的にもその財政負担というものは当然避けがたい、地方団体としてやむを得ないものであるといふようなものであります。したがって、すなわち、これは先ほどの大臣のお話もございませうが、私どもも法務省御当局からいろいろ御連絡をいただいて、私どもの範囲で講じられます必要な措置については検討いたしまして、前向きに措置すべきものは措置してまいりたい、こう思ひます。

○原田立君 法務大臣に、時間があまりないようですから全部まとめてしゃべります。いまの宇美町の問題もそうでありましたが、いまは、はなはだしく大臣のお話の中にありましたが、従業員の通勤範囲が非常に広がつてきております。それで職員住宅等もぜひつくつてくれといふような強い要望が現地であります。あるいはまた、従業員の子弟の小中学校通学、これらも十分当局としては考慮しなければいけないのじゃないか。これは福岡の宇美町の福岡刑務所の問題、それから長崎市にある長崎刑務所の浦上支所ですか、その中に長崎拘置所というのがあるわけでありませうけれども、これは現在、佐世保のほうに受刑者は移し、そして地元で長崎拘置所、拘置所のみを残すといふことのでありませうけれども、この間、工事をやるにあつて、この長崎市内の浦上刑務支所にいる人たちは謙早のほうに本所ですか、あちらのほうへ移すといふようなことで、これは何年かかるかわかりませんが、けれども、その点の計画もお聞きしたいと思ふんですが、それに伴つて、職員が、長崎市内に現在

居住している者が、謙早に通勤しなければいけない。そうすると、謙早の駅から、何か一時間半ぐらゐかかるようなぐあひのことを聞きました。そうすると、朝三時半ごろ出勤しないと勤務地に着けない、こういうようなことがあつたり、あるいはまた、この長崎拘置所が、従来のところ、すなわち、長崎市浦上ですね、この浦上も、昔は非常にへんびなところであつたのでありませうけれども、いまは、中心街とは言わなくても、住宅街、あるいは学校街になつておる。そうすると、新たに建てかえをするのにこういうようなところにつくるといふことは、これはまた問題なんじゃないでしょうか。やっぱり郊外に移すとか、そういうことが十分考慮をされなければいけないのじゃないだろうか。こういうような問題は、長崎ばかりじゃなしに、静岡でも、あるいは名古屋でも、同じような問題だと思ふんです。ちよつと宇美と、それから長崎の件、二つだけ一応お伺ひしておきたい。そのあと、宇都宮の刑務所の問題のことも、ちよつと結論的にお聞きしたい。

○政府委員(伊藤榮樹君) 先ほど大臣もおつしやいましたように、刑務所を移転しますと、職員の通勤等の問題が直ちに起こりまして、私ども、最も頭を痛めておるところでございませう。福岡刑務所の場合におきまして、一応、相当の数の職員宿舎はつくつておりますけれども、やはり子供の通学等の関係から、福岡市内から通勤したいという者もございまして、そういう人にとつては、なかなかその通勤にめんどろをかけておりまして、たいへん申しわけなく思つておるわけでございます。それから長崎の問題でございますが、これは簡単に申し上げますと、かねてから地元の市のほうから移転してほしいという要望が強くございました。佐世保刑務所とそれから長崎の、いま御指摘の長崎刑務所の浦上刑務支所、この二つの刑務所を移転することにいたしましたわけでございませう。移転をするにいたしましたが、佐世保のほうは移転先がわりあいスムーズに見つかりましたが、長崎の浦上

刑務支所の移転先、これがたいへん軒余曲折がございまして、適当な土地がどうしても見つからないわけがございまして。たまたま地形、形状がどうにかいいところが見つかりまして、水が全然出なかったり、あるいは水の出るところでございまして、刑務所を建てるだけの地盤がないといういろいろな問題がございまして、いわゆる万策尽き果てまして、やむなく既存の浦上刑務支所のごく一部分のところ、面積を非常に狭くしまして長崎拘置支所を新設せざるを得ないということになったわけがございまして。そういうことになりました結果、浦上刑務支所が長崎拘置支所になりましたと、規模がたいへん小さくなります。そこで従来浦上刑務支所に勤務しております職員、その相当部分は他に配置転換せざるを得ないという事情になります。これも長崎刑務所の本所が諒早にあるというところで、そこへ持っていくことにしたわけがございまして。ところが、私どもの手違いでもあるわけがございまして、諒早にこれらの職員を受け入れるに十分な宿舎を計画いたしておりますが、その完成がおくれております。そのために暫時の間、従来の浦上刑務支所の宿舎に住みながら諒早へ通勤してもらおうという措置をとらざるを得ないことになりました。通勤してもらう人たちは気の毒でございまして、私どもとしては一応バスを仕立てて一括輸送するというようなことで当面糊塗しておるわけがございまして。間もなく諒早に所要の宿舎がございまして、そちらへ移転してもらって解決をしたいと、かように考えておるわけがございまして。

○原田立君 いまのお答えの中に、土地の確保について軒余曲折があったので現在地に建てなければならぬという御説明があったんだが、るる申し上げているように、市内の中心に、浦上の場合には中心部よりちょっとはずれてはおりますけれども、住宅街や学校などたいへん多くあるところである。そういうようなところに移す、もつと郊外に移すというように基本的な考えがございりなんでしょうかと思ふけれども、その点お答え

がなかった。その点。

○政府委員(伊藤榮樹君) お説まことにございまして、基本的には刑務所移転の場合になるべく都心部から離れたところへ持つていきたいと考えております。

ただ、もう一つの要素といたしまして、浦上刑務支所と申しますのは、先ほど御指摘もありましたように、刑務所と拘置所が一緒になっておりまして。拘置所のほうは、これは何と申しまして裁判所に近くございまして役に立ちませんので、そういう制約もございまして、万策尽き果てました中にはそういう要素もあつて、そのかわりに拘置所だけにして非常に小さいものにした、こういうこととございまして。

○原田立君 あまり時間がないようですから、大臣にお聞きするんですけれども、宇都宮の刑務所の移転も、同じような状況で黒羽町に移るそうですが、そこへ勤務する職員、これはいまの説明の中にあつたように、全国共通の問題だと思ふ。移転によつて職員の数としては、転校とか別居とかで通学、通勤しなければならぬ、そういうようなことになりまして、通勤なんかな場合には三千六百元以上になると税金がかかるし、そうなる、これはちよつと職員の大きな負担になつてくると思ふ。あるいは自分の自家用車で通勤するときは七百円までは免税であるが、それ以上になると税金がかかる、こういうようなことになつてきますし、そういう面での対策、これは考慮しなければいけないのじやないかと思ふ。それからまた、ちよつとこまかい問題でありますけれども、何か学校を、これらの職員の都市部にいる子弟が農村部に行くとかやいろいろな問題があるのじやないかと、このようなことがありますが、それはさておいて、何か黒羽町の場合には、現地に学校とか施設を新たに設けるというやうなことも聞いております。そうすると、学校の教員問題であるとか、いろいろな問題が出てきますし、地方公共団体、黒羽町のそれにいろいろな何ぼんの財政的な負担がかかつてくるわけが

が、法務省としては環境施設、教育施設は全部持つというやうなことを考えておられるのかどうか。あるいはまた、先ほど申し上げましたように、職員のそういう通勤費等々、それらは一体どんなふうにかつておるか、簡単にでつこうですか……。

○國務大臣(小林武治君) これは、お話のように従業員にとってはなかなか大問題でありまして、その生活あるいは子女の教育等についてはいろいろ考えてあげなければいかぬ。黒羽町の場合にはその受け入れの条件と申しますか、受け入れようとする町でそういう便宜をはかる、こういうふうなことに話し合ひがついておるようでございます。しかし、いづれにいたしましても、その土地に非常に大きな負担がかかることであるから、私はいままでこれらのことについては法務省と自治省とは打ち合せてなかつたのだらうと、こういうふうにも思ふのでありまして、どうしてもやはりこれからはわれわれとしてもそういうことを考へて、そして地方団体の財政についても自治省においてひとつ適当な配慮をしていただく、こういうやうなことをしなければならぬ。それでどうしても、移るほうにしても受け入れるほうにしても、大体希望があつてやるといふことであるから、その際やはり多少無理だと思つても負担を引き受けてしまふ、こういうふうな傾向にあると思ひますが、しかし引き受けた結果はやはり財政圧迫になる、こういうふうにかつておる。したがつて、いまのようなことも、私先ほど申し上げたように、これからはひとつ自治省ともよく連絡して、いまのようなことはひとつきめたいと、かように考えています。

○原田立君 会計課長さん、あなたにもう一つお聞きするのだが、これはいま大臣は自治省とよく連携をとつていくことなんですかそれとも、いままであまりなかつたのだらうと思ふ、そういう連携が、それで今後その自治省との連携ですね、大臣はいま協力してやると、こう言つておるのだが、あなたの当局としてはどうですか。それか

らまた局長、受け入れ側として、あなたのほうは、これは積極的にやる意思はあるのでしょうか。

○政府委員(伊藤榮樹君) 従来は私もから十分自治省と連絡するということは実はあまりしておりません。地元の方でいろいろ既存の刑務所と交換すべき刑務所の建物をお建てになるようなときに起債の問題で自治省のほうに御相談になるといふ、三角関係というところでは悪いのでございまして、というやうな形で、自治省と私どもと接触があつた程度でございまして。しかしながら、大臣も先ほど言われましたように、地元の市町村の負担の問題がございまして、刑務所移転計画につきまして自治省に連絡させていただくこととさせていただきます。なお、先ほど大臣の御答弁がございまして、つけ加へさせていただきますと、たとえば黒羽の場合は、若干また福岡刑務所の場合など趣が異なつておりまして、この黒羽に、現在刑務所の予定の近所にございまして、小そうございまして、それを大きくする費用とか、あるいは刑務所周辺の道路等がある程度町の御負担にならない形でいたすというやうな配慮をしていただくでございまして、それだけの受け入れていただきます地元との関係において、いろいろ従来とも私どもでも、私どもなりに考えてまいつたわけがございまして、将来なお地元におかけしないという方向でいろいろ連絡あるいは研究をさせていただきたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) 刑務所の移転につきまして、先ほどもお話がございましたように、刑務所そのものの移転の問題、それからいま、それに何といひますか、むしろ関係のある施設として、たとえば学校の問題とかいろいろの問題があつたやうでございまして。そういうものと二つあるというふうにも思ふ。一つの問題は、これはいままでの移転は等価交換という形でやつてきておるやうであります。その関連を公共施設の問題、これらの点につきましては、従来どういふ実態、内容であるかというのを私どもも必ずしも十分詳細に承つていないのが実情でございまして。

したが、いまは、今後は非常にその点についてはよく御連絡を法務省当局ともいたしたいし、それから地元の関係の団体とも連絡を密にいたしたい、そして、そうして国で当然負担すべきものは国で負担し、地方で負担すべきものは地方で負担するという内容の明らかなにいたしながら、自治省としての措置を進めるべきものは進めていく、こういうことにいたしたいと思ひます。

○原田立君 それじゃ、やっぱり従来と変わらないういじやないですか。この特殊事情、特殊条件というのがあるんですから。それは国でやるもの、地方で負担するもの、それははっきりしてやる——わからないういじやないけれども、福岡のような場合にも移さなければならぬ。そのためにいろいろと地元のほうからも要望があつて、いろいろな付帯施設をずいぶんつくつてゐるんですよ。これは表面に出てこない。そういうような要素というの今後必ず大きな問題として出てくると思う。もう少し何とかそういうような点も考慮するといふことは言へませんか。

○政府委員(長野士郎君) その移転先の公共施設の問題は、いろいろ話し合ひの上で出てきたものについて、どこがどう負担するかという問題はケース、ケースでこれは考へていかなければならぬ問題であると思ひます。また出てきたものはすべて措置をしてやらなければいかぬといふものであるのかどうか。こういうことはやはり具体的な関連、関係といふか、事実、事態に即して考へてみなければならぬ問題だと思ひます。そこでそういうものの事態を、よく状況を把握しながら、またいままでも刑務所移転につきましても、あと地あるいは代替建築——代替建築といふのは地方団体がまず建物まで建ててその経費を代替をしてやるというふうなかつこうにしておりますが、そういうところにつきましても、財政状況等を勘案して起債等の措置もしておるわけであり、関連した施設につきましても、そういう状況の全般を見ながら、当然措置をすべきであるものについて、しかもまた、財政負担が非常に重い

その団体の財政状況と見合せてみましても当然に何らかの措置を講じていく必要があるといふようなものにつきましても、私ももちろんそのままだにほつておくわけにはまいらぬわけですが、たがって、そういう特殊な事情につきましても、私も積極的に検討してまいりたい。要は、具体的なケースによつて非常に実情が違ふだろうと思ひますので、そのケースごとにひとつ考へまして、事態に即するような措置をとつてまいりたい、こう考へております。

○原田立君 刑務所問題はそのくらいにしまして、きのう阿部委員からも質問があつたのですが、大都市財源、過密対策、そういうような問題が大部分であります。所得税、法人税等、国及び地方の主要な財源は大都市に集積してゐるから、都市特に大都市の地方税源を充実するようないのじやないか。ところが、実際には大都市のほとんどが地方交付税の交付団体である、基本的に見てもおかしな現状ではないかと思ひます。要するに、自分のところで持つてゐる徴税力、税源、その力が十分ありながら、なおかつ地方交付税の交付団体、こういうようなことは基本的におかしのじやないか。もっとこういう面での過密対策の強化といふものが真剣に取り上げられなければならぬのじやないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 考へ方としては御指摘のとおりだと思ひます。いまそういう状況になつておりますのは、昨日も申し上げましたが、結局は都市におけるところの財政需要の伸びのほうに税収の伸びよりも伸びがはるかに高い。それによりまして、やはり税だけをもつては急増する財政需要に追いついていけないという状況が端的にあらわれてゐる。そのことが大きな都市を交付団体にしてゐるということになつてゐると思ひます。したが、いま、必要なことは、都市地域に税源がないわけじゃございませんから、そういう意味では都市にもっと税源を与えるという方向

で、いま都市財源の充実といふことを考へていくといふことは確かに一つの大きな私どもも課題だと思つております。ただその場合に、税制というのは、特殊なところに特殊な税制をしつといふことは必ずしも十分できることでもないと思ひますので、そういう意味の制約も一つあるという現実がございまして。したが、いま、そういう中であつても、とにかく都市財源の充実といふもののしかたが十分でないという結果があらわれてゐるという御指摘は、これはまさにそのとおりだろ

うと思ひます。

○原田立君 御指摘まさにそのとおりでありますといふようなことではなくて、大都市財源が非常に不足してゐるわけですよ。それをこの地方財政計画の中に入つてゐるのを見ますと、人口急増対策として九百二十六億圓算入してゐるというが、これはどうなつてゐるのですか。前年よりは二百億圓ふやしてゐると言つてゐるのですが、少なくともこれだけでは大都市のいまかかえてゐる過密現象の解消策にはちつともならないわけですよ。整備する自信があるのですか、九百二十六億圓くらいのもので。

○政府委員(長野士郎君) 地方財政計画の上では、過密対策として特別に計上してありますのがいま御指摘がありました九百二十六億圓であります。投資的経費分でございますが、これは昨年度財政計画上は七百二十億圓を措置するといふことにしておりましたから、今回二百六億圓だけ増額をはかつておるわけでございます。それ十分かといふことになりまして、私も私どももそれ十分だといふことを申し上げておるわけではございせんので、そのほかにも、交付税措置その他につきましても約百八十億圓ぐらゐの需要を見込んで措置をするといふふうにもしております。しかしそれでも急増する需要について急速に事態の解決をするといふことにはなかなかなるまいと考へております。したが、これは長期計画を立てて逐次計画的に解消していくし、また今後もそういう意味の財源措置の充実につとめてい

く、こういうことで対処してまいるということに相なると思ひます。

○原田立君 いまの局長の、長期的といふふうなお話があつたけれども、その長期計画といふのはもう自治省としてはできてゐるのですか。自治大臣の所信表明の中にも、総理が七〇年代は内政の年であるといふふうなことを言つて、内政に力を入れようと、こうしておるわけですよ。いわゆる長期ビジョンを打ち立てて内政充実をはかると、こういうことなんだが、国のほうは何かかんとか言いながらも、改定しながらやつてゐるわけでありますが、いま局長が、長期的にと、こういうお話があつたので、いわゆる自治省としての地方の総合的な長期ビジョンといふものはもう現在できてゐるのですか。これはほんとうは大臣にお聞きするところの話なんですけれども、国の場合にはこれはできてゐるのだから、地方としては地方の長期ビジョン、これは当然策定されていなければならぬと思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) いま申し上げました長期的に申しますことは、この過密対策の中で一番大きなものは、たとえば道路の整備でございますとか、あるいは清掃施設の整備あるいは教育施設の整備、それから下水道の整備といふようなものがあるわけでございます。これらについて、自治省としてももちろんございまして、それぞれ関係各省、地方団体等におきましても、それぞれ長期計画を立てまして、そしてその実現をはかつておるということでございます。私も私も、そういうものにつきましても長期計画分というものも加えながらこの財源措置といふものをしておるということの意味で申し上げたわけでありまして、自治省全体として、将来のこの財政計画、長期計画といふものについてすっかり完了しておるかといふ話でございますが、これは実は現在検討中ということに相なります。しかし今後十年ない十五年の間に、少なくともこれだけのものをやるのには、ただ必要かといふようなものの試算を現在しておりますが、そういうものによりまして、

なお単独事業等につきましては、今後十年間に、下水道につきましては昭和六十年に、市街化区域といいますが、そういう特別な市街化地区、集中地区について完了したいというようなことを含めまして考えていく。道路の整備につきましては、市町村道の舗装なり改良なりというものを三分の一程度完了するということとを五年間くらいの間で急速に考えていくというようなことを見当にいたしまして、それがどれだけ伸びれば全体として単独事業がどれだけ伸びるかということについて試算を現在したものがございますが、それがその程度で考えてまいりますというところ、今後十年の間にこれは経済の成長率をどう見るとか、いろいろな前提条件がございますけれども、それで考えてみますと、大体単独事業に要する経費だけで四十兆円くらいになるだろうというふうな荒い計算をいましておりまして、それを基礎にしながらさらに詰めていきたいということをやっております。詳細は財政課長のほうから御説明申し上げます。

○原田立君 もいろいろなそういう計画があるのでしたら、文書で資料として出してください。その点お願いしたい。どうも話を聞いているんだんだんつじつまが合わなくなってきた。もしやないかという感じがしているわけですが、もし今後十年間で四十兆円くらいやらなければならぬということになると、それじゃそれを踏まえた今回の地方財政計画、その財政的な仕組みはどうなってくるのかということになると、どうもあまりはつきり納得しがたい。それはちよつと話がそれますので、次の問題として、きのうも年度間調整の問題でいろいろお聞きしたわけでありまして、このような措置は交付税の本質に背反するものであるというところは、きのうも大臣も何度も言っております。ところが、実際に現在九百十億円地方交付税から吸い上げられている。このことが過去三回にわたって毎回議論の対象になっていったわけでありまして、こういう国に貸すような、そのようなものがあれば、別途に地方公共団体

に、地方財政の充実の面で、そういう面を地方のほうに還元する、そういう方法は考慮されていなのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(長野士郎君) きのうも大臣申し上げましたように、現在毎年やっておりますと御指摘になつておりますところのいわゆる貸し借りの問題というものは、これはぜひとも今後そういうことを行なわねばならないというところでございしますが、そういうことの累積がいま御指摘になりましたように九百十億というものになつておるわけですが、これは年度の交付税法の一部改正におきまして、今後三年間におきましてこれを返す返すというところに法律上は規定をして、御審議を願つておるところであります。そういう意味で、そういうものをせつかく取り返すべきではないかというところでございしますが、それはまさに私どもも当然取り返さなければならぬと思つておるわけでございます。ただ、まあことしそういうものを貸すべきでなかったではないかということにつきまして、これは昨日大臣が申し上げておりますように、本年度の国税三税の伸び、それから譲与税その他の増収の見込み、こういうものを見ますというところ、大体本年度におきましてこの財政運営というものは、昨年に引き続いてまあ一応支障なく行ない得るという見込みがついたということ、諸般の状況を考へてやむなく三百億の貸しをしたということとを申し上げておつたわけでありまして、私も申し上げることはそれに尽きると思ひます。ただ、その三百億につきましても、実は四十四年度の補正予算等によりまして、交付税の追加増額というものをひとつ見込みをつけながらそういう措置をしておる。こういうことを言いますというところ、それは当然翌々年度の交付税の財源じゃなかったかという御指摘を受けるおそれもありましかつたかという御指摘を受けるおそれもありましかつたか、そういうことで、少なくとも本年度というものを限ります限りにおいては、そういう減額が減額のままであるというわけではなくて、一応ある意味の額の補償というものも見えかねながらそういう措置をしておるというこ

とでございします。そういうことでございしますが、そのあと九百十億円というものは、今回の法律の特例措置として規定をしておりますように、今後三年間にわたつて三百十、三百、三百という形で一応は返してやらうという形をとつておるわけでございます。

○原田立君 その年度間調整措置というのをきのうも自治大臣はこれから検討するんだというふうな話で、具体的内容についてはあまりお話しにならなかつた。こんなことはまさかあるまいと思つけれども、大蔵省が国から地方交付税に入れるときに調整しようと思つている。もちろんこれは自治省は反対だろうと思つている。ところが地方団体はその府県において自主的に年度間調整をしたいと言つてゐる。それに対しては今度は自治省が反対をしてゐるという話を聞いている。そうすると、自治省は一体何を考へているのか。現行の地方交付税会計から府県に入るときにその年度間調整をやるかと、こういうふうにしてはならないかというふうな話を漏れ聞いておるんじゃないか、そこら辺のところ、基本的な考へ方はどうなんですか。

○政府委員(長野士郎君) 年度間調整につきましては、いろいろ議論のあるところでございしますが、自治省としては、地方制度調査会の答申にもありますように、地方財政の自主的な立場に立つて年度間調整を考へるべきである、つまりそれは、地方財政が長期に安定した財政運営ができるということのために必要があれば年度間調整を行なうということはあるけれども、他の理由のため年度間調整というものを考へる必要はないという考へ方でございます。そういう点で考へました場合には、本来のたてまえからいへば、個々の地方団体において年度間調整を考へるということが本来のたてまえだということももちろんそのとおりでございます。ただ、そういうことになりましかつた場合には、必ずしもその年度間調整というものの効果というものが過去の経験から考へてもはつきり期待できるというわけにはまいらないとすれば、せめて地方団体のそういう自主的な立場

というものを十分反映しながら地方財政におけるところの年度間調整を考へるということとでなくてはならないということになれば、どこかの段階であるかというところになりますというところ、これは交付税の特別会計に入つた交付税についての年度間調整は、少なくとも特別会計の段階であるというところ、きょうも意味で、自治省として、最小限度交付税の特別会計に交付税が入つた段階での年度間調整を、地方団体のあるいは地方財政の自主的な立場で考へるようなことを措置をしてまいらねばならぬという考へ方をとつておるわけでございます。この点につきましては、ただいま地方団体のほうとの意見に食い違いがあるというふうなお話がありましたが、私も、私も私どもとしては、その点についてそう格別な食い違いがあるわけではございません。それは地方制度調査会の答申の趣旨でもございします。地方財政の自主的な立場での年度間調整という目的が貫かれるということになれば、その点では地方団体の意向というものは十分反映される中で年度間調整でございしますから、地方団体との間での意見のそごうものは私はないように考へております。

○原田立君 これはちよつと愚問になるだろうと思つたのですが、この交付税のことについて、地方制度調査会のほうの意向はこうだからこうというふうにいま局長は答弁になつてゐるのだけれども、この場合交付税のことについて、何か地方制度調査会にもつとつかりと特別会計に入れるようなことを諮問したらどうだと言つたら、そんなことはしないと、こういうふうにお話があつたので、いまのお話を聞いてみると、ちよつと前のことばと矛盾するような気がする、その辺おかしいと思つたのですが、その点どうなんですか。

それからまた、こういう方式等について、もつと地方団体、六団体等も含めて地方団体の意見というものが十分織り込まれたようなものでなければならぬ、自治省が国の立場で一方的にやるというふうなそういう姿勢は改めなければいけな

い、かように思うのですけれども、その際地方団体の意見というものが十分反映するような機関をつくるのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(長野士郎君) いま申し上げましたようなことが、実は本年の一月十九日付の第十四次地方制度調査会の「昭和四十五年度の地方税財政対策についての答申」の中にもすでに入っておりますのでございまして、その中で、その地方制度調査会はこのように指摘をしております。「本来、地方交付税の年度間調整の問題は、地方の固有財源としての地方交付税の基本的な性格に立脚し、地方財政の自主的な立場に立って、その計画的運営を確保するという観点から検討されるべきものであり、国の財政の都合によって左右されるべき問題ではない。このような見地から、地方交付税の年度間調整を検討するにあたっては、地方交付税を国の一般会計を通ずることなく、国税収納金整理資金から直接交付税及び議与税配付金特別会計に繰り入れることをまず実施すべきである。」、こういう答申をいただいておりますのでございまして、そういう意味で、私も年度間調整というものを考える場合の一つの前提条件として、特別会計へのいわゆる直入方式というものの実現ということを考えて、そして少なくとも調整は特別会計、あるいはそれ以下の段階で考えていく。それ以下の段階ということが初めて地方財政の自主的な立場を実現するという制度的な保障にもなるんではないか。同時にその調整をするにあたって、何か地方団体の意向を完全に反映させて、その決定と申しますか、そういうものとの間で定められたことに基いて調整をするというような措置を考えるかどうか。私も、できるだけそういうものをひとつ調整のいろいろの手続として非常に重要な問題でありますけれども、できるだけそういうものをひとつ制度的にも、これが整えられる場合には、ぜひともそういう機関と申しますが、どういふことになるかあれでございましてけれども、入れるようなことは当然に考えるべきではなからうか、こう思っております。

○原田立君 当然そういうのはつくる、そういう方向でいこうというふうに承つてよろしいんですね。これはなぜこういうふうなことを言うかという、この前長野局長は、交付税の問題について私が地方制度調査会の意見を聞くようにしたらどうかと言ったら、そんなことはやることはない。はっきりあなた答弁しているんです。だから、いま念を押して聞いています。私も地方制度調査会の委員だから、その点そういう答申も出ているのはよくわかっております。知つていて聞いているんですけれどもね。そういうことを前に置いてそれで地方団体の意見が十分反映できるようにするための機関はつくる。そうして、今度の年度間調整の問題も十分審議していく。これは自治省の方針だ、こういうふうに承つてよろしいですね。

○政府委員(長野士郎君) 私も地方制度調査会の答申を聞く必要はないというふうに申し上げたかどうか、ちよつと私は記憶がないんですが、これは第十四次の地方制度調査会の答申の中に、そのことはもう答申済みである、答申をいただいておりますという気持ちがありましたので、そういう申し上げ方をしたかもしれないと思います。しかし、もつと具体的ないろいろな措置といいますが、大綱というふうなものもあつてしかるべきじゃないかという御議論があれば、そういう調整の方式、仕組みにつきまして、また地方制度調査会の答申をいただくということもそれはあり得ることであらうと思ひます。そういう意味で、年度間調整を考える場合に、地方団体の意向が反映された上で、その方針なり何なりに基いて調整をする、そういう制度的な保障の措置というものを必ずやるか、私も、その中でまだ検討中でありまして、はつきりした、確定したものとして申し上げることははつきりした、確定したものでございまして、身としては必ずそういうものをやはり制度的な措置として考えるべきであらう、こう思っております。

○原田立君 じゃあ局長、大臣はいま来たばかりだから前の話からぬだらうから、これを説明して——大臣どうですか。

○國務大臣(秋田大助君) 年度間調整は、地方財政の自主性において年度間調整というものは考えるべきであるというところはまあ一致しておるわけでございます。それから、年度間調整をそういう意味に解して、地方公共団体の意思をこれに反映すべきいかなる措置をとるかという御質問であるうかと存じます。これにつきましては、これはいろいろ内容が考えられると思ひます。しかしその点につきましては、まだやはりしからば具体的に、はたどういふ措置をとれば地方財政上の年度間調整の実があるかといふことにつきましては、これはまたいろいろ考え方があるかと思ひます。したがうして、その点につきましては今後関係各方面の御意見も伺ひました上で適當な措置をとりたいと考えておりますが、まず、特別会計に直接に投入をさすという制度の確立が何をおいても先に要望されるべきであります。その制度の確立を待たずに、年度間調整の具体的な内容のひところ構成については二段階的に考えてみたい、このういふうな大体考え方を私個人としてはいたしておる次第でございまして。

○原田立君 大臣ちよつとポイントがずれてゐるのですけれども、そうじゃなくて、特別会計へ入れるということはもう當然な話なんで、年度間調整、事をやるにあつて、大蔵省がこんな考え方をしている、自治省もこんな考え方をしている、地方はこういう考え方をしている。先ほど三つ考え方をあげたわけですが、それに対して、いづれどいういふうなことにしても結果が出るわけでありまして、そのことを議論するにあつては、地方団体の民意を十分反映するようにしなければいけない。その点は御賛成だらうと思ふのですけれども、そのときに、その民意を反映するような機関を十分つくつて、そうしてこの面を検討していく、こういうふうになさる意思がありますか。また、当然そうすべきだといふことを申し上げた。局長は少なくともそういう方向に持つていく

んだというふうな答弁があつたので、あらためて大臣からもまたお伺ひしたい、こういうわけなんです。

○國務大臣(秋田大助君) そういう機関をつくつて討議をすることがあるかと思ひます。とにかく、もう少し検討を要するかと思ひます。とにかく、地方公共団体の十分意見をとり入れるといふことは必要なことであらうと存じます。

○原田立君 この地方交付税法の一部を改正する法律案関係資料の中に、二の「地方交付税総額の特例等」その中に、「昭和四十六年度分の地方交付税の総額に三百十億円、昭和四十七年度分および昭和四十八年度分の地方交付税の総額にそれぞれ三百億円を加算するものとするが、このあとなんですが、「地方財政の状況等に応じ当該加算額を変更することができるとする」、こうあるわけですが、この当該加算額を変更することができるとするといふその真意はこうやつて三百十億、三百、三百と、こういうふうになつてゐるけれども、これを二年でお返しするときもありまして、こういう意味のところが多分に含まれてゐるのか、それとも、いろいろな諸般の情勢でこれが四年間にわたるとか、五年に延びるとか、こういうことを含んでゐるのか。私はそういう延びるようなことについては根本的に反対ですが、この三年を二年間で繰り上げるとか、そういうふうな意味に強くこの意味が含まれてゐるんだと、こういうふうに理解してよろしいんですか、そこはどうですか。

○政府委員(長野士郎君) この規定は一応三百十、三百、三百といふ年次割りを定めておりますけれども、今後における地方財政の状況等と申しますのは、地方財政の状況とか、あるいは経済情勢の推移とかによりまして、現在考えておりますこの三百十、三百、三百といふ年次割りの額を変更することとしても、必ずしも地方財政の運営に支障を生ずることがないと考えられるような場合も想定をされるわけでありまして、そういう意味でのただし書きを設けておるわけでありまして。

かしそれは、一応はこの年次の中でその年次割りの加算額の変更ということとをまあ第一次的に考えられるもの——状況の変化に応じて考えられるものということになるわけでございますけれども、まあこれも法律で別にきめなきゃならないということに規定をしておりますのでございまして、法律の規定によりましてそういう各年次の年次割りだけしかきめられないのかということになりますと、法文上は何もそのところがはっきりしておるわけじゃございませんから、別に法律できめるといふことでもいふ内容も含まれるということにも一応考えられるわけでございますが、私もがいま念頭に置いておりますのは、そういう状況の変化に応じて年次割りの額の変更ということとはあり得るであらうということをまあ考えておるのではありません。

○原田立君 年次割りの額がと言ふんだから、そうすると三百十億、三百、二百となつてくるけれども、三百十億、五百億、二百億と、こんなふうな場合もあると、こういう意味のように理解していいわけですね。それでいいでしょう。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。

○原田立君 それでは、もうあまり時間がないうです。先に進めたいと思ひますが、地方財政計画には毎年度特に重要施策として数千億円にのぼる特定需要を計上してあるものであります。今回の場合でいくと土地開発基金が六百億、広域市町村圏整備費が二百八億、過密対策で九百二十六億、過疎で六百四十一億、交通安全対策で二百六十四億、こういうふうなことがずつと入つてくるわけですが、国の五カ年計画によつて地方団体も大いに地方団体の責任において実施しなければならぬのであります。これらの財源をどのように今回算定されているのか、あるいはまた、国の五カ年計画というのは、道路、河川、港湾、街路、住宅、上水道、下水道及び屎尿終末処理等、これはどういふふうなぐあいに算入されているのか、御説明願ひたい。それから、この場合

に地方負担費は幾らぐらゐなのか、できましたら資料も提出してもらひたい。

○説明員(森岡政君) 各種五カ年計画につきましては、御承知のように道路整備については、旧と申しますか、第五次五カ年計画が四十二年から四十六年と定まつておりましたが、先般閣議で了解されました四十五年から四十九年までの新道路整備五カ年計画が十兆三千億と策定されております。また治水につきましては、四十三年から四十七年まで二兆五百億の五カ年計画が策定されております。港湾につきましては、四十三年から四十七年までの一兆三百億の五カ年計画がこれで策定されておりますし、治山につきましては、同じく四十三年から四十七年まで三千五百億の五カ年計画、下水道整備につきましては、四十二年から四十六年までの九千三百億の五カ年計画がそれぞれ策定されております。それぞれにつきましての毎年度の財源措置につきましては、御承知のように国庫補助金、それから地方負担を算定いたしまして、その地方負担につきまして、一つには地方交付税の基準財政需要額に算入し、それから地方債を充て、その他の特定財源を加へまして財源措置をしておるという状況でございます。個別に申し上げますと非常に数字が多岐にわたりますので、たとえば道路について申し上げますと、明年度の事業費は直轄、補助、単独合わせまして一兆二千四百三十六億と見込まれておりますが、そのうち国庫補助負担金は五千四百九十一億、地方債は差し引き六千九百四十五億でございます。これに對します財源措置は、地方交付税の基準財政需要額に五千六百九十三億算入し、地方債をおおむね百二十五億程度充て、そのほか軽油引取税等の特定財源といたしまして千二百五十二億ほど見込みまして、おおむね財源措置が措置されておる、こういう状況でございます。各種の事業に對しましてそれぞれ……

○原田立君 資料出してください。次に地方債のことでお聞きしたいのですが、長期にわたる施設とか、大型予算を要するものとか、

そういうようなものは一般会計ではなかなか充当できないものでありますから、もつと地方債を活用せしめたらどうか。わが国の社会資本も非常におくれているのでありますし、これを取り戻すには事業をしつかりやるしかないし、起債を活用すべきじゃないかと思うのであります。現在の起債のあり方というのは、あまり健全財政を表に過ぎ、抑制し過ぎるのではないかと、もう少しふやしてしかるべきではないだろうか。今回の公債費では、全体の構成比では三・九%でありまして、少くとも五%、六%ぐらいは伸ばしていいのではないかと、またそのぐらゐいしなと、先ほど局長が長期ビジョンとしてはこれから四十兆ぐらゐるというふうなお話なのであります。それをやるにあつても、このままの体制でいったらば当然仕事はできない、現在の事業量の二、三倍いや四倍ぐらゐにしなければ四十兆円というふうな計画の仕事はできない、かように思うのであります。ただ仕事をしないで公債費が少ないからいいと、こういうふうなことでなしに、社会資本を充実するといふ意味からも、もつと起債のワクといふものはふやしてしかるべきではないか、それが一点。

それから、政府資金が非常に少なくなつてきた。もつと以前は六〇%ぐらゐ政府資金が入つておつたのが、現在ではずつと下がつておりますけれども、これももつとふやすべきではないか、こう思うのですが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 公共施設の整備が長期にわたる効果を及ぼすものである以上は、一般財源、年々の一般財源の投入ということにも限界がある、したがつて、そういう場合には財政運営に支障のない限り地方債を認めて、そうして事業執行を推進をさせるという考え方はどうかというふうな御意見でございます。私も全くそのように考えるわけでございまして、その意味で年々地方債の拡充、充実、その資金内容の改善ということに努力をしてきておるわけでございまして、けれども、なお現状において十分であるとは思つており

ません。今後ともそういう意味の充実なり、良質の資金の貸し付けということで努力はしてまいりたいと考えておる次第であります。地方財政計画で歳入として見られております地方債は、年々相当な率で一応伸びてきておるわけでございまして、その意味で地方債の充當を極度に押さえるというふうな考え方でまいつておるわけではございません。ただ、反面地方債はやはり後年度に財政負担を残すわけでございまして、そういう意味で後年度におけるところの財政運営の硬直化の原因になる、これはまた避けられないわけでございまして、したがつて、団体によつて一般財源の伸びの非常によろしいようなときには、なるべく起債にたよらないで、一般財源を振り向けて財政の弾力性をふやしていくということ、あるいは現在まだたまつておりますところの地方債の繰り上げ償還などをいたしまして、後年度の公債費の増高を防いでおるというふうなこと、こういうこともあわせて考えながら進めていく必要があると思ひます。そういう面では、両方にみ合せながら現在の公共施設整備の立ちおくれの状況に立ち向かいますためには、私どもももつと良質な資金を地方団体に供給をしたい、このように思つております。

○原田立君 その健全財政もけつこうな話なんだけれども、もちろんそうあらねばならないと思ふのですが、社会資本の充実をしていくには、また、では一体どういふふうに自治省はやるうとしておるのですか。先ほども長期ビジョンとしては十年間で四十兆ぐらゐの仕事をやらなければ欧米の水準に追いつかないといふような意味のお話もあつた。そうすると、それを一般財源でやれといつたつてどういふ話じゃありませんし、そこら辺現在の起債、地方債のあり方についてはまだ十分とは思ひません、こう言つておきながら、現在のやり方を踏襲するんだといふような言ひ方になつておるわけなんです、あらためて開きますけれども、十年間で四十兆ほどのものをしなきゃならない、こういうたてまえからいって、じゃ

どういふふうには社会資本の充実をはかるお考えがあるんですか。

○政府委員(長野士郎君) 先ほど申し上げました長期見通しというふうな、荒いものだというところを申し上げましたが、そういうものにおきましては、たとえいろいろな前提を持っておるわけではございまして、私どもが試算をいたしましたときには、当初の五年間は名目経済成長率を二五%、それから後期五年間は名目経済成長率を二二%、こういうふうな測定をいたしております。そして物価の上昇率を毎年たしか四%ぐらい見込みまして、それから給与改定その他の関係の経費を見込みまして長期計画を立てていくということで考えておるわけではございますが、その出発にあたるような意味合いにおける昭和四十五年度の地方財政計画、こういうものから考えたならば、それに一体届いていくか届いていないかというところが一つあるわけではございますが、私どもは現在の地方財政計画のこの地方の単独事業費というふうなものは、やはりある意味でのスタート台にはなっております。そこから今後の、どれだけカーブを上昇していくかということではございまして、けれども、四十五年度の事業費というものを、一応初年度と申しますか、初年度に近い一つの水準として置かえた上での先ほどの申し上げました三十兆円ないし四十兆円というふうなものを想定をいたしておるわけではございまして、したがって、その意味では一般財源のより一その充実、それから道路等の特定財源のより一その充実、あわせてましてやはり地方債その他の長期資金の充実、こういうものはこれから急速に充実をはかりまして、その実現をはかっていくということではござい

せて実現をしていかなければならぬことはもちろんでございますけれども、そういう意味での全く到達不能なものだということには考えていないので、ぜひともそれに向かって実現するように措置を進めてまいりたい、こう考えております。

○原田立君 緑花式にはらった話なんです、よく納得がいけないのです。地方債の件についてはどうなっているかという、そこら辺とつながりがあつたのだけれども、またあとと委員会ではいろいろ伺いたいと思ひます。

それから、最後になりますけれども、特別交付税が昭和四十五年度はとうとう千十五億円になりました。四十二年度は五百六十八億、四十三年が六百六十六億、四十四年が八百三十三億、大体ここら辺に、四十四年の八百三十三億くらいになつたときに、もう特別交付税のあまり多くなつたといふのはだめなんじゃないか、もつと少なくなるようなことをすべきだといふような議論がありました。今度昭和四十五年は千十五億になつたわけでありまして、もうこれは検討する時期に来ておると、こういうふうな思ひのようですが、どうですか。ないしはまた特交は千億をこえるといふのは原則として反対であります。もつと減らすべき方向に向けるべきではないか、かように思ひますが、どうですか。

○政府委員(長野士郎君) 御指摘のように、特別交付税、四十五年度は千億をこえる額になるであらうと思つております。これにつきまして、部内におきまして、交付税の額といふものについて再検討を考へるべきであらうという意見も数年来あるわけではございます。いろいろ検討をいたしておりますが、何せ現在までのところで申しますと、現在は府県、市町村を通じて、経済社会の非常な変化といふものが、地域社会についてもいろいろな意味での激変を与えております。しかも急速に人口及び産業の集中なり移動なりということが行なわれております結果、従来であります、特定の場所における特定の問題といふのはそれほど大きな量でも、また金額的にも大きなもの

にならなかつたのでございますけれども、最近になりますと、炭鉱の閉山一つでも相当大きな問題になります。公害問題もそうであります。あるいはまた、この過密問題、過疎問題、人口急増地域の問題というように、それぞれを取り上げまして、地域的に片寄つておりながら非常に大きな財政需要が急速に要するといふようなことになつておりました。しかも、これらの財政需要は、まだまだどこまでそういう変化を来したものであるかといふことも十分にはつかみきれない状況にあるものが多いわけではございます。そういうことでござい

正のこの法律を審議するにあつていろいろ思ふのは、もつと抜本的な地方行政を充実するための財政といふものを確立されなければならぬといふようなことを思ふと、まだまだはなだ不満な点が非常に多いわけでありまして。そういう地方行政を充実するための施策といふものをもつと自治省は抜本的に強化すべきである、かように私は思ふのですが、大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) お説のとおりでございます。社会資本充実、その他地方行政一般の水準向上を期さなければならぬ。しかもそれは、自主的であり、かつ、民主的に、もつて住民の福祉増進に資さなければならぬ。これに見合つたところの財源措置を講じなければならぬわけでございます。それがためには前々、本日も御議論を願ひました特別会計へ交付税の直接の導入の問題、あるいは年度間調整の問題、あるいは国と地方との仕事の分け方、あるいは税制の整備、改善、あるいはある程度の公債額の発行等、画期的なひとつ構想による恒久的な施策がこの際要望せられておるのでございまして、ひとつこの過渡期に際しまして、関係方面、諸先生の御意見等も大いにお聞かせいただきまして、新しい時代に即した新しい地方行政のあり方、それに即したひとつ財源の措置、配分等につきまして、せつかく検討いたしてまいりたいと存じますので、御協力のほどをお願い申し上げる次第でございます。

○委員(山内一朗君) 暫時休憩いたします。

午後零時二十五分休憩

午後一時三十四分開会

○委員(山内一朗君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

○竹田四郎君 厚生省の食品衛生関係について若干追加してお聞きしたいと思うのですが、資料のほうはいたいたわけなんです、この実施率というのと衛生法の政令によるところの、政令の三条の表がございすね、年に何回とか、たとえば飲食営業については年十二回とか、これとこの表との関係は一体どんなふうになっておりますか。

○説明員(齋淵茂君) 食品営業の昭和四十三年末現在の数は二百七十七万一千九百所でございます、これを政令監視件数に直しますと千八百二十三万六千件でございます。これを実際に監視をいたしました件数は三百八万四千件となっております、実施率は平均いたしまして一六・九％ということになります。

○竹田四郎君 そうしますと、この政令で、たとえばこの政令を読みますと、次の表の上欄に掲げる営業等の施設につき、それぞれ同表下欄に定める回数に基づいて行なわれるものとし、こういうふうな政令はなっております。たとえば年十二回、これは基準でありまして必ずしもやらなくちゃならぬという義務規定ではない、一応十二回はやるべきであるということであろうと思ひますけれども、それに対してとにかく一六％の監視率しかできない、こういうことでございすか、たとえばこの十二回については。

○説明員(齋淵茂君) おっしゃるとおりでございます。

○竹田四郎君 そうしますと、政令でせつかくこれだけの基準をきめてありながら、それが一六％程度の実施率しかないということは、私これはかなり問題があるのじやないかと思ひますが、これは平均で一六％で、いまいたした資料によりますと、たとえば奈良県六・一％、これはもうほとんどきめられたものの一割にも達しない。たとえばこの奈良県にいたしても和歌山県にいたしても、これらの地域というものはかなり最近ではいろいろな意味で観光客も入り、旅館等も相当ある、いろいろな食品についてもかなり多いところであろうと思ひますが、その他にいたしまして

も、愛媛、高知にいたしても一割台は出ていない。一体こういうところでは衛生監視員というのは何人くらいいるのですか。たとえばいまの奈良、和歌山六・一％、八・二％、衛生監視員というのは一体何名いるのですか。

○説明員(齋淵茂君) ただいま御指摘の奈良県につきましては昭和四十三年末現在で五十名、それから高知県につきましては二十九名でございます。

○竹田四郎君 人数的にいけますと奈良県はいまおっしゃったのは高知県でした、二十九名。片方は五十名だと、こういうことで実施率においてこんなに大きな差が出るというのは一体どういうところに問題があるわけですか。

○説明員(齋淵茂君) 最大の理由は監視員の絶対数が足りないということかと思ひます。ただ、府県によりまして営業の形態が若干違つております。飲食店営業の非常に多いところ、あるいは製造業がかなり多いところ、いろいろございしますが、資料でも差し上げましたように、営業の形態別にござらんいただきますと、特に食中毒発生を起ししやすいような業態たとえば魚肉ねり製品製造業でございますとか、あるいは乳製品の製造業でございますとか、そういうようなところは重点的に監視をいたします。ものによりましては二

三〇％というような監視率をあげているところもございす。またたまたま申し上げましたような施設ではほぼ六〇％以上の監視率をあげております。ただまあ飲食店営業あたりになりますと、数が非常に多いございす、絶対数が多いものですから、なかなか実施の率があがらない。いま御指摘の奈良県のようなところは、製造業が少のうございまして、主として飲食店形態が多い。そういうことで、絶対数が少ないために手が回らないというふうな実情があるかと思つております。

○竹田四郎君 たいへん大きいばらつきが——これだけで、この実施率だけで必ずしもいえないかもしれないんですが、たいへん大きなばらつきがあるということなんですが、たとえば兵庫県の、この

中で実施率で見ますと三〇・五％と比較的四十三年度では高いように思ひますが、ここでは何人くらいにおやりになっておりますか。

○説明員(齋淵茂君) 四十三年度末現在で三百三十二名ということになっております。

○竹田四郎君 自治省のほうにお聞きするのですが、兵庫県では一体食品衛生監視員は、標準規模から割り出して何名ぐらゐの食品衛生監視員があらば妥当だと、こういうふうな、財政規模の上から見て計算されておりますか。

○説明員(橋手正君) 御質問の趣旨から、いたしますと、おそらく普通交付税の積算基礎からいたしまして兵庫県あたりでどの程度の人数と、こういうことになるかと思ひます。で、食品衛生の場合は百七十万の標準県におきまして四十三人でしたか、四十四年度におきましては算定いたしておりますので、おおよそ倍程度が算入されておるかと思ひます。大体人口に比例して算入いたしております。

○竹田四郎君 この表で見ると三十九人ですね。単位費用の計算でいきますと三十九人というふうにおたくのほうで出した資料に書いてありますね。あとは雇用人が二人ぐらゐつておりますが。しかしいま厚生省でおっしゃられたのは、兵庫県の監視員が三百三十二人いて、それでやつと三割。神奈川県の場合もこの前お話が出ましたけれども、神奈川県も大体三割ぐらゐで、しかも川崎、横浜等は抜いておられますね。保健所設置都市は抜いてあります。それでも七十九名ぐらゐ、確か七十九名、七十名程度の食品衛生監視員がいるわけですね。いまおっしゃられた点で、兵庫県のせいぜい四十何名にしても、実際はそれの倍ぐらゐの、基準財政需要額の計算では倍ぐらゐだといえ、せいぜい八十名です。実際にいるのはその四倍の人数がいますね。現に兵庫県で現実にいるのはその四倍の人数がいますね。たいへんな開きですね。それだけ、幾ら三百名以上いてもたつた三割しか食品衛生の監視ができないということになりますれば、かなり問題じゃないですか。

か。一方においては、ただ単に食品衛生監視員は飲食店とかその他のいろいろな食品関係の政令で定められてある施設を監視するだけじゃなくて、おそらくいまやいろいろな食品に対する苦情についてもこれはかなり追い回されていのが実情だろつと思ひます。しかも化学薬品といふと、科学技術といふと、そういうものの発達ですます。そういう食品といふものはいろいろな添加物、いろいろな色素なりいろいろ新しい新しいものが、おそらく厚生省が追いついていける以上いろいろ新しいものが出てきていけるというのが私は現実だろつと思ひます。私も見ますと、たいへん実態と離れていけるか、それでなければ国民に対して食生活への不安といふものを与えながらやっていると、この前大臣が非常に積極的にやっておられるというお話だつたけれども、どうもその辺はほんとうかと疑ひたくなる現実というのがここにあるわけですね。この前お聞きしますと、厚生省のほうのこととは、これだけ交付税における基準財政需要の計算と実員といふものの差がこれだけ離れていながら、厚生省のほうではこの増員というのははことしは要請をしなかつたというふうなこの前自治省のほうからお答えをいただいたのですが、これは厚生省としても、現実にこれだけ違つているわけですね。財政的な基準需要からいいますれば、兵庫県の場合には八十人の割当しかない、それが三百三十人、これでも私は兵庫県では決して食品衛生監視員は十分だと思ひない、完ぺきだといふわけには私はおそらく現状はそういつていまいだらうと思ひます。そういう点で、どうもこの点、この前も和委員からかなりしつこく質問があつたわけですが、こんなにひどい状態で国民の健康が守られるかどうか、国民は安心して食生活ができるかどうか、これはさつそく自治省の計算のしかたといふものも私はもつと変えるべきだと思ひます。一昨年だか昨年だか若

千直したという話で、四十四年度は私の聞いている範囲では若干実施率が上がっていることは事実です。それにしても数パーセント、一〇%以上おそらくあがっていないだろう、私はこういう状態はきわめて遺憾だと思ふ。しかも新聞を見ますと、もう毎日みだりに食品の問題、こうした問題というのはない日はないといったほうが私はいいだらうと思ふ。現実には新聞の記事に上がってこないようなものもかなりあると見て私はいいと思う。これは国民が毎日毎日の生活に、毎食毎食の問題に影響があることであります。こういう状態ではたしていいのかどうか、私はさつそくこれは改善すべきだと思ふ。確かに食品衛生監視員には一定の資格がありますから、だれでも監視員になれるという問題ではございませんで、それはなかなかその人員をそろえるということは、一ぺんにはなかなか困難だろうと思ふ。それはもう少し力を入れなければ私はどうにもならないことじやないかと思ふ。これはひとつ自治、厚生両方から、この現状を一体どうするか、これで満足なのかどうか、ひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(長野士郎君) この前からのお話がありまして、大臣もお答え申し上げておりますとおり、最も広い意味では公害というものの中にも入るわけでありまして、私も今後そういう行政の充実というのについて積極的に取り組んでまいりたいというところであります。同時に地方団体の実際の実態というものも十分調査をいたしまして、関係各省とも連絡をいたしまして、今後充実につとめてまいりたいと思っております。

○説明員(高瀬茂君) 先ほど先生から、来年度の人員要求のときに厚生省からは要求をしなかったというようにお話がございましたが、この理由は、一応食品衛生法に基づいて、御存じのように消費者保護基本法に基づいて、消費者保護法に基づいて、いわゆる食品法の制定を含めて食品問題については根本的に検討をせよという御指示がございました。目下経済企画庁を中心に

食品関係各省または公取委員会、それから農林省、厚生省ということで、各省の連絡検討会を、食品問題検討会と申しておりますが、これをして、いま検討の最中でございます。一応基本的に食品問題を考えるような時期でございます。この監視員の問題もそれとあわせて根本的に考えたい、その結論が出た上で、とても現状で足りないことははっきりいたしております。相当大幅に、たとえばイギリスの例をとりますと人口一万人に一人ということでございますから、現在、ことし要求はいたしませんでしたけれども、自治省のほうでは特に五名増員をしていただきました。百七十万について四十四人というように御配慮をいただいたわけでございますが、私どものほうでは先ほどの人口一万人に一人ということになりますと、人口百七十万人に百七十人、相当けたが違ふ数字が出てまいる可能性がございます。

それからもう一つ、食品監視員の業務の実態を見ますと、非常に事務量が多いわけですね。特に営業の許可手続審査等とか、それから苦情処理とか、そういうふうなことで非常に事務量が多いわけですね。実際に監視に立ち至る業務量が制限される。したがって、相当監視に振り向けられる時間があくどいようなことも一応検討してまいりたい、そのように考えております。

○竹田四郎君 確かに私も監視員が事務のほうに追われている、こういうようなことがあると思うんですが、こうした問題も、改善しようと思つて、事務の問題は監視員の資格を持つていなくて、できる面が私はかなりあるだろうと思ふのです。ですから、その点はひとつ監視という実際の業務、事務というものとその間の区別をしていただまして、監視の人は現実に監視業務というものを進めてもらいたい、これは強く要望しておきたいと思ふ。自治省の先ほどの局長の御答弁によると、自治体のほうを調査するということをまだおっしゃっておるわけですが、調査して見ないと、こういう調査するといふのは、一体何を調査するんですか。調査の内容は、自治体のほうもう少しこれをふやす希望があるかないかという、そういう点を調査なさるのであるか、実際監視の実態というものは出ていると私は思ふんですよ。それで五名ふやして食品衛生にたいへん力を入れたという顔をされちゃ私は困るのです。その辺ははっきりしていただきたいと思ふ。

○政府委員(長野士郎君) これは先ほど厚生省からお話がありましたが、抜本的に今度改革をなさるといふことでございます。私どもはやはりそういう抜本的改革というものは必要だろうと思つております。そういう意味で、いまの食品衛生行政というふうなものが御指摘のとおり非常に問題になっておりますが、現状で足らざるものはどういふものであるか、まあこれがはたして監視員の数だけの問題なのか、いろいろな運用との関係におけるいろいろな問題も含めて考えていくべきなのか、いろいろの意見、実態の調査のしかたというものは私どもとしても私はずっと出てくるようにも思ふ。そういう意味で考えてみますと、はたして一万人に一人がいいのかどうか、これも考えてみなければならぬわけでございます。もう一ぺんに増員が一体可能かということも、今度財政的な制約という面も考えてもらなければならぬ問題になります。そういう意味で、いろいろ現実問題にないまでも行政相互間の関連もございまして、いろいろ実態との関係も私どもは十分見ながら、そういういろいろな制度の調節といふものを考えてみたい、こういう趣旨でございます。

○竹田四郎君 どうもことばはいろいろなことばをお使いになっておりますけれども、私は自治省にいたしまして、先ほど厚生省が言ったように、実際の監視という仕事と事務という仕事について知らないはずはないと思ふんですね。かなり御存じのほうだと思うんです。いままでもおそれく事務に追われていたといふことが私は実態だろう

と思う。それで今度五名ふやしたといふのが、五名ふやした根拠はどういうことで五名ふやしたのですか。根拠は何ですか。五名が一体どういうふうな考え方、五名ふやせばどうなるのだと、監視の効果はどう発展していくのか、こういうことですか。それともこの五名というのは事務量をさばくといふことの名前なんですか。どういふふうに考えているのですか。その辺、さっきの事務の問題と監視の問題、そういうことに関連しての五名の根拠……

○説明員(橋手正君) 先ほど四十四年度におきまして四十三名程度と申しましたが、四十二名の間違いでございました。四十五年度におきましては五名の増員を考えております。これは実は県分の同じ衛生費の中におきまして鼠族こん虫駆除費という項目がございます。これは御承知のように、もうすでに都道府県段階ではかなり業務が縮小されておりますので、これを事態に合わせまして、実は食品衛生関係では十五名程度増員したいといふこと、こういうことで厚生省の方から折衝いたしたわけでございますが、先ほど厚生省の方からお話ございましたように、基本的な問題がある、こういうこともございまして、今年度はとりあえず五名程度にしておいてほしいと、こういうようなこともございまして、実はさらにふやしたいという気持ちはございましたが、とりあえず今年度は五人にいたしております。なおこの交付税上の措置いたします人員につきましては、これは実は専任の職員ばかりでございます。先ほど兵庫県の場合も上がっておりますが、これによる職員数は兼務の職員も含まれておるわけでございます。おそれく現在全国で五千四、五百人の食品衛生監視員がおりますかと思ひますが、専任はおそらく二割程度ではなからうかと思ひます。で、交付税上の措置をいたしましては、今回の増員措置によりまして、実は専任の職員と比較いたしますと、交付税措置のほうは非常に多く算入されておると、こういう結果になってまいります。ただ専任の職員にさらに兼務職員を加えたものと比較いたしますと、い

ささか算入の措置が落ちておる結果になりますので、これは当然兼任の職員は交付税上と比較いたします場合に除外して比較すべきものと、かように思つておるわけでございます。したがって、先ほどの監視率の問題はございませうけれども、交付税上の措置といひましては、現状と比較いたしますとかなりの措置が見込まれておる、かように考えております。

なお、当時監視率につきまして、十分のこちらが調査したわけじゃございませんでした。もともと監視率が低いということは私のほうもある程度わかつておりましたが、増員の措置とともに、パトロール車、こうしたものの維持運営費、こうしたことによりまして監視率の向上をはかるといふことも必要ではなからうか、こういうことから、実は四十五年度におきましては、新たに算入する措置を講ずる、こういうことを行なつております。こうした措置を講じた結果、実は四十五年度におきましては、四十四年度と比較いたしますと、基準財政需要額の措置額といひましては、前年度の四割増し程度算入される、こういう結果になっております。全般的な基準財政需要額の伸びがおおむね二割程度のものでございまして、そうした意味におきましては、四十五年度におきましては、かなり充実の措置を講じておる次第でございます。ただ、五人の正確な基礎、こういう点になりますと、実はそうした厚生省との折衝の経緯がございまして、こういうふうなきめた、こういう次第でございます。

○和田静夫君 厚生省の側は全体数が足りない、それはよくわかつております。こういうような結果、そういうことはわかつておるけれども、食品問題検討会の結論を得るまでは、言つてみれば措置のしようがない、結果的には、そういうような基本的な問題があるから、基本的な問題をまず片づけたら、そうすれば、考えてみれば、その間はこの食ひものはよいのか悪いのかわからぬけれども、とにかく消費者は召し上がつておいてください。それで奇病にでもおかかれば、その病

気の対策はしまししょう。おなくなりになれば、その人命に対するところの賠償くらいは考えましようなどということに論理的にはなる。現実に人員の増を要求されなかつたのですから、そういうことになると私は思うのです。先日来この問題をずっと取り上げてきて、実態等を調査をしてみても、またきよりの答弁をさつきからお聞きをしておつて、その感をたいへん深くする。したがつて、もつと言つてみれば、検討会が結論を出すまで無策であつてよいという、そういういわゆる予算編成上結論を出された経緯は第一に何であつたか。第二には、それではいま行なわれておるこの検討会は、いつの時期までに検討を終わられるのか。

○説明員(鷲淵茂君) 数の問題でございしますが、ただいま自治省のほうからお話がございましたように、専任の数は非常に少なうございまして、この四十三年度末五千四百九名という中で、この食品衛生だけを専任にしております者は九百十二名でございまして、したがつて約六分の一。あとは兼務でございまして、といひますのはその資格が、御指摘のございましたように非常に高度な技術を要します。大体薬剤師さんと獣医さんが主体でございまして、それぞれの職能に依りて、たとえば獣医さんでございまして、あるいは環境衛生監視員と兼務いたしまして、あるいは環境衛生監視員といふようなことで兼務をいたさざるを得ないやうな事情もございまして、兼務が非常に多いわけでございますが、自治省のほうでこの算定基準を逐次増員をいたしていただきましたために、四十一年から四十三年度を見ますと、大体その間に時局を反映いたしまして、各都道府県のほうで約三百五十名程度の増員をやつておられます。それから四十四年度に三十七名から三十九名、二名増員していただきました結果、まだ正確な数字はまあとつておりませんが、約二百名程度の増員を各県でやつていただいておりますのでございまして。逐次、わずかながらでございますが、

ども、その成果はあがつてきている。そこで、この程度の増で私どもはよろしいのかどうかというやうなことを考えた末に、相当思い切つた要求をするためには、やはり相当な根拠と決心が要するといふやうなことから、まあ御遠慮申し上げた次第でございまして。以上でございます。

○和田静夫君 まだ答弁、検討会の話が残つています。

○説明員(鷲淵茂君) 失礼いたしました。先ほど申し上げました検討会は、四十四年度の十一月から大体月に二回程度やつておりまして、目標は大体六月ごろを目途に結論を得たいといふことで作業をいたしておりますが、若干時期がおくれておりますが、ことし一ぱいには一応必要な処置をしたといふやうなことで作業を進めている段階でございます。

○和田静夫君 監視率等の問題では、もう一つ見のがせないので、言つてみれば機動車の関係があると思ひます。そこで先ほど人員もありました、奈良県と高知県に配置をされておる、いわゆる完全な検査機能を持つておるこの機動車、それは何台ずつですか。

○説明員(鷲淵茂君) 詳しい資料をいま手元に持つておりませんが、高知県は、ことししたしか整備をいたす予定のようには思つております。奈良県は、なかつたと思ひます。

○和田静夫君 でしょう。もうほとんど、言つてみれば機動的な状態の配置ではないのです。そこがこれについても、言つてみれば食品問題検討会が結論を出さなかつたならば、いまのところは対策がないわけですか。

○説明員(鷲淵茂君) 昭和四十四年度からパトロール車につきましては予算がつきまして、四十五年度も引き続き十二台、四十四年度十二台、四十五年十二台といふやうなことで、逐次整備をいたしていきたい、かように考えております。

○和田静夫君 これこそ最低基準は画一的なものが必要であつて配置をされなければならぬとせんよ。段階的に何台何台といふものが全国的に割り

振られたところで、そういうものが各県別の言つてみれば検査、そういうものの能率を上げるということに作用しない。それから予算をつけたあとで点検なんです、今度は機動性がなくなつたのですからこれはお調べになつておると思うのですが、言つてみれば検査機能を持つていない、そういういわゆる機動車、たとえば職員がもう行動の範囲を広めるために求めるものですか、それがバイクに変わつておつたりなどという形になつておるのであります。その辺のことは十分に、もしお調べになつていないのならお調べになつて見てもらわなければならぬと思ふのですが、そういう状態について御存じですか。

○説明員(鷲淵茂君) パトロール車の運営につきましては、実際にそれを動かしております全国の監視員の中で監視員協議会というのをつくつております。そこの中の技術部会が一応、どういふ運営が一番好ましいのか、パトロール車のあり方についての検討を実はお願いしておりました、いろいろ意見がございまして、まず都会とそれから農村地帯、これは非常に形態が違つております。たとえば大都市ではあまり大きな車を、完備したものをつけますと、かえつて駐車する場所に困難をきたす。あるいは交通が非常に滞りたしまして能率が上がらない。むしろ小回りのきくやうなものがよろしい。それから先生御指摘になりましたように、場合によりましては、資材を運搬してその根拠地をつくつて、そこにしっかりとした検査員あるいは設備を整えて材料を運んだほうがむしろ効率的であるといふやうなこともございまして。また農村地帯では、非常に距離が遠いために泊り込みでやるやうな必要が生じる場合もございまして。そういうところにはむしろ大型の車で、しかも設備を整つてたいのものができるといふやうなものを整える必要がある、といふやうなこともございまして、それから中身でございまして、たとえばパトロール車でやりますのは、どういふ毒物があるのかは色素が入つておるか、そういうふうなものを化学的に試薬で調べまして、そうし

てそれがどの程度、何グラム入ってあるかあるいは何ミリグラム程度のものかというような定量試験は都道府県の衛生等に持ち込んでやったほうがいいだろう。それからもう一つの活用方法としては、本庁に監視班を設けて、機動班でございませうけれども、計画を立てた上で、ある地域を密集的に、効率的に一時にその地域を全部洗うというようないろいろな方法がございまして、やはり御指摘のように問題がございまして、いろいろこれから検討して、最も効率のよい運営のしかたをやつてまいりたい、そのように考えております。

○和田静夫君 パトロールカーの配置の一覽をひとつ資料として出していただきたい。

○説明員(斎藤茂君) はい。

○竹田四郎君 人員の問題あるいは施設の問題に入つたわけですが、まず国務大臣としてひとつお聞きしたいと思うのですけれども、いま食品衛生の問題、たいへん新聞でやかましいわけなんです、私どもはさらに危険な食品もありますし、あるいはもうつき商品と称するものもあるわけでありまして、こういうものも点検してもらわなければいけないと思うわけです。たとえば朝日新聞等の報ずるところによりますと、日本製のジャムというのはイチゴは一粒も入っていない、こういうことも前に報道された事実があるわけでありまして、あるいはかまぼこは水産物が農産物かという議論も新聞紙上でされたことがありますが、一応ないということでありまして、それはそれとして一応おくにいたしまして、監視率がこれだけ少ないということは、これは食生活に対してはきわめて大きな不安を国民に与えていると思うのですが、この前も大臣は、私どものほう、自治省のほうから積極的にこういうものは直していくのだ、そういう姿勢を私は示したいというふうな御答弁がありまして、和田委員のほうから、それはありがたい承つておくといいききさつがあら

りましたけれども、この数字を見ていただいても大臣はどういう御所感をお持ちになつておられるのか。これはただ単に自治省を担当する大臣としてだけではなくて、やはり国民の生活を預かる政府の官僚の一員としても、私はこういう食品問題というものは考えてもらわなければならぬと思うわけでありまして、大臣のこれに対する御所感をひとつこの際承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 食品の監視に対する監視率、いろいろこの監視率の内容、意味するものにつきてはさらに検討をしつつ適切な措置を講ずべきであらうと存じております。しかも一刻もゆるがせにできないのじやないかと、いまのところはそう言つてもどうかという問題ももちろんございまして、ひとつなるべく早く関係各省ともよく打ち合わせ、検討をいたしましてなるべくすみやかに適切な措置を講じたい。現状が不満であることは大体われわれも日常察知いたしておるところでございまして、さればこそ検討とこれに対する財政上の措置、またいろいろ行政上の措置等、適切な食品衛生その他の公害行政に対する運営をしなければならぬと固く心に記しまして、その点は自治省内においてもお互いに話し合ひ、先般決意のほどを申し上げたような次第でございまして、その決意に従つて今後やつてまいりたいと考えております。

○竹田四郎君 これは私はたいへんな問題であると思う。ただ単に人をふやすことだけがいいのか、あるいはこういうものに對する基本的なあり方、こういうものにもっとメスを入れるべきなんですか。いろいろ議論はあると思うのですけれども、しかし簡単な問題でないことだけは私は事実だろつと思ひます。この点はひとつ来年度は大幅に改善されるように強く要望しておきたいと思ひます。

その次に、やはり厚生省の方をお聞きしたいと思ひますが、午前中も刑務所のお話が出まして、皆さんがなるべくこれは郊外へ持つていけというふうなお話が午前中ありましたが、終末処理

場ですね、これもなかなか位置がきまらないところであらうと思ひます。それから、時間がありませうからついでに申し上げておきたいと思ひますが、いま下水道が完備していないところはバキュームカーでこれを取つてゐるわけですが、魚屋の前でバキュームカーが汚物を集めてゐるところなんかを見ますと、実は非常に危険なまわりなところなんかに吹き出しているわけですが、これは終末処理場においても私は最近同じだろつと思ひます。

特にいろいろな洗剤によつてあわが多くなる。それに空気を含ませる、そのことによつて曝気の作用をしてゐるわけだろつと思ひます。そうした意味で、いま終末処理場であつた点でカバーなしで白目の、何といひますか、おおいなしのものでやつてゐるのが私は非常に多かろつと思ひます。あるいはバキュームカーにいたしまして、何らかの形でフィルターを通すようにさせないと、あわが小さくほんとうに目に見えないようなものになつて大氣中に飛び散つていく。それが鮮魚につく、あるいは野菜につく、まあこういうようなことが非常に多かろつと思ひます。もし資料があつたら私は示していただきたいと思ひます。魚介、あるいはおすし屋さんなんかにおいてもそうです。一体汚染されてゐるのかされてゐないのか、もし資料があつたらぜひ私は見せていただきたい。そういう意味で、今後終末処理なりあるいはバキュームカーの構造なんかは改善すべきである、こういうふうには私は思ひます。

自治省もそういうふうなものに對して一体どういう形でやつてゐるのか。そういう終末処理とかあるいはバキュームカーとかのあり方というものは、やはりもう少し考えてもらわれないと、ただ、いままでもあるものがそれでいいという形では、午前中の刑務所の話と同じように、終末処理場を置く場所というものはおそろしくなくなつてしまふのじやないか。一体おおいのある終末処理場というのは全体のうちの何割くらい、あるいは

はバキュームカーでフィルターを通すことのできるようなバキュームカーというものは一体どのくらいあるのか、わかつていたらお示しいただきたい。

○説明員(石丸隆治君) ただいま先生のおっしゃられましたように、いろいろなわれわれの清掃施設の改善すべきことにつきては全く同意見でございまして、われわれといたしましては全く同意見で新しい技術を取り入れながらこの改善をやつておる次第でございまして、せつかく公害を防ぐための施設としてつくられたものが、なお第二次の公害になるというふうな点につきては、そういったことのないよう努力をいたしてゐる次第でございまして。

それで、この終末処理場でおおいがあるところが何か所かということですが、実は下水処理場のほうの所管は建設省でございまして、われわれのほうの所管いたしておりますのは尿尿の終末処理場でございます。ただいま先生御指摘のような洗剤によるあわというのは、下水処理場に比べますとわりあい少ないのでございましてけれども、やはりその処理場の近所等からあわが飛んで来るといふような苦情は聞いておるわけでございまして。これに對しまして、現在おおいを持つておる施設、これは私、本日資料を持つてまいりまして、おおいのほとんどございせん。おおいのある施設というのは、これはまた別の意味で、北海道におきまして保温の意味でおおいをつけておる施設はございまして、青森以南におきましておおいをつけた施設というものはないといつていいのじやないかと思ひます。現在活性汚泥法でこのあわが出るわけでございまして、それに對しましては、散水、ノズルから水を吹き出させてあわを消す、こういう装置を開発いたしまして、現在新しくつくつたものはすべてそれをつけるようにしてございまして。まあおおいのかわりになるのではなからうかと思ひます。

それからバッキニームカーの汚染の程度でござい
ますが、やはりこれもわれわれは資料を実は持つ
ておりませんで、われわれといたしましては、でき

ていく、先ほどの刑務所の話と同じような事態が私は生まれると思う。自治省の考え方はいかがですか。

○政府委員（長野士郎君） 先ほど厚生省からお話

がありましたが、こういう施設につきましては一番いま整備が急がれているものの一つであります。したがって、こういう種類の諸施設の充実、設備の更新というような問題につきまして

て、これは当面は主として起債を充当いたしました。その施設の整備に充てるということでございます。そういう場合に、新しい技術の成果によるところの、新しい能力を持った施設なりそういう機材等につきましては、そういうものが非常に有

効であるということであります限り、自治省として

まいっておるのでございますが、今後ともそういう、何と申しますか、技術的な開発なり、新鋭設

備というものの研究が進み、その実現が証明されるに従って、私どもとしてはそういうものの採用

ということについては、当然極端に考えてまいりたいし、また現在までもやってきたつもりであります。

○竹田四郎君 これは、これからだいぶ大きな問題であろうと思います。その点を自治省のほ

うも先取りするような指導を私はひとつやっていたかなければいけないと思うのです。その点で二つの問題終わります。

その次は河川の問題でありますけれども、道府県の場合の交付税の算定基礎の中には、河川の問

題がかなり強く、大きく評価されております。市町村の場合というのは、河川に対する算定という

のは、その他の土木費の中でわずかにあるそうであり、その他の土木費のうちのかなりの計算になつておるかよくわかりませんが、市町村の場

合にはほとんどそういうものは見ていないというのが現状ではなからうか。しかし、特に都市近郊に

おける河川で一番はらんししやすい、一番問題があるというのは、私はそういうせいぜい三尺か四尺、五度つ幅の河川といふもの、これはかなりあばし

ている。それがはんらんを起こす例、あるいは交通を途絶させてしまうという例が非常に多いわけです。しかし、交付税の算定基礎にはそういうも

のはしておりませんけれども、おそろくこういう

河川というのは、河川敷というのは、これは国有
 になっていて、その管理というのは市町村の管理
 になっているのだと思うのです。ですから、
 河川の上の何か占有許可という場合には、おそら

く一番最初に市町村のほうに話がいく、こういうことで、そういう管理も市町村がやっている場合が多いようでございます。そういう河川というのは、その管理権というのは法的には一体どこにあるのですか。

○説明員(堺徳吾君) 　お答へ申し上げます。

先生御指摘のように、河川法の河川には一級河川と二級河川とございまして、その末端のほうに河川法の適用を受けていない水疏、水面がまだた

くさんあるわけでございます。それからもう一つは、そういう末端でなくて独立した水流と申しま

すか、河川法の適用を受けていないそういう水流、水面もあるわけでございます。これにつきま

とでございまして、財産的には都道府県知事が委任を受けて管理をしているという形でございま

す。ただこれは財産管理の面でございまして、行政管理という面になりますと、県あるいは市町村

が条例を設けまして、条例でもって管理をするという場合、それからもう一つは、河川法上は準用河川という制度がございます、これは一、二級

河川の末端でない独立の水流につきましては、市町村長が指定をして河川法を準用するというよう

な規定はございますが、そういうようなことで、法的にはいわゆる普通河川と申しますと、まさに法律上の管理といえますが、法定外の財産でござ

いますので、非常に明確を欠く点があるわけでございますが、そういうように財産的には国有財産

管理者としての建設大臣の部局長として知事が管理しています。行政官理としては条例でやるという事になります。

○竹田四郎君 交付税法の計算上もそれは全然わからないうことなんでしょうか、ある程度わかりますか。

○説明員(横手正君) 普通の交付税に都市河川経費はある程度見込んでおります。これは先ほど先生がその他の土木費というお話がございましたが、実はその他の諸費のほうで面積分において考えております。算入額ですが、四十四年度は四十九億四算入されております。四十五年度はそれに十七、八億円ふえる見込みでございますが、六十億七億円入る見込みでございます。この算入にあたりましては、実は普通河川の延長、これの基礎的な数値をとることができれば、的確に算入することができるとございまして、そうした必要に際して客観的な資料を整えたいというところがございます。面積分で算定いたしております。

なお考え方としては、最近の状況からいたしまして、特に都市河川ということに重点を置く、こういう意味合いから、人口集中地区面積、これがいわゆる市街地面積になるのかと思っておりますが、この面積の多寡に応じて配分する、こういうような仕組みにいたしております。

○竹田四郎君 そういう形で基準財政需要に算入をいたして、そうした河川の改修というのは行なわれていくんだろうと思っておりますけれども、要改修と改修済みというのの割合の割合になっておりますか、わかりませんか。

○説明員(横手正君) 詳しくは調べておりません。ただ、一言申し上げますけれども、普通河川につきましても毎年建設省のほうで一般河川の指定をやっておりますけれども、その中で、四十五年度におきましても大体三百八十二件ばかり普通河川から一般河川に上げております。災害があるとか、それから非常に宅地開発が進んできた、あるいは水利権の問題でやっぱ法的な管理をせぬといかぬ、そういうような管理の必要なものにつきましても、緊急なものからとどしどし河川法の中に取り入れておるわけでございまして、おそろ

く先ほどの算定の額だけでは足りないだろうと考えたと思っております。かなりやりたくても災害がなかったりすると延ばし延ばしになっておるといのが実情であって、災害があれば、そういうものをサボっていただけによい、大きくはね返るとい結果になると思っております。そうした意味では、私はやはりもう少し資料も早く明確にして、都市のそうした小川河川というものを治める、これからの災害予防の意味でも、私はかなり重要な仕事になつてくるんじゃないか。その辺はもう少しひとつ整理をするなり、その他の方法によって改修を早めるなり何かしらしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○説明員(横手正君) 普通交付税法上の措置につきましては、先ほど申し上げましたように、各地方団体ごとに必要といたします額を的確に算入いたしますためには、相関関係にありまして客観的な指標がどうしても必要になってまいりますので、現在のところ残念ながらいろいろ検討を加えておりますが、十分なそうした資料が見出し得ないわけでございまして。普通河川の延長、こうしたものがあれば、これを参考にいたしまして算入措置も強化できるわけでございまして、残念なことに建設省のほうからお話ございましたように特定の概数しか現在はない、こういうような状況でございます。したがって、やむを得ず面積によって算入するというようなことをいたしておるわけでございまして、一つにはこうした面積分による算入額の強化、それと一つには、やはり都市部におきましては都市下水道の整備が必要になってくるのだ、かように思っています。したがって、そうした都市下水道の整備、こうしたものも含めまして今後充実強化ということを考えてまいりたいと思っております。

○竹田四郎君 どうもあまり積極的な御意見ではないように思いますが、これはそのままにしておいて、資料があまりはつきりしないからというところそのままだにしておくわけにはいかないだろうと思っております。最近是比较的災害が大きなもの

がなかったから、それはひどい結果というものがあらわれていないわけでありまして、しかし、よく言われていることわざに、災害は忘れたころにやってくる、こわいわれているわけでありまして、その辺の整備を早めてもらわないと、人口が集中するに当たってその災害というものは、ひいては大きく出てくる。ですから、その点をひとつとて、何となく御答弁できないにいたしてしましても、ひ

○政府委員(長野士郎君) 実情はいま交付税課長から申し上げたとおりでございますが、この的確な資料の把握には私自身としてもこれからつとめてまいりますし、建設省ともどもにそういう必要性を十分痛感しておるわけでございまして、その関係の経費について積極的に交付税に需要としての算入措置を強化してまいりたい、こう考えます。

○説明員(横手正君) 建設省といたしましては、実態調査の把握にさらにつとめて、その予算措置等につきましても自治省とも十分御相談申し上げたいと思っております。

○竹田四郎君 次は、学校建設の問題でちよつとお聞きしたいと思っておりますが、文部省の方、特にこれとは学校敷地の問題について、起債も昨年度より三十億ばかり認められて若干の進歩があったように思いますが、実際はそれを上回る人口増と教室数の不足という問題が出てくると思っておりますが、大人口の急増地域、社会増の激しい地域におけるとこの不足教室数というのの一体どのくらいあるのですか。あるいは新しく学校を建てなければならぬと思われている地域、学校数というのの一体どのくらいあるのか、現在の教室不足をどういう形で実際補って行く、その功罪というものは一体教育上どう出ているのか、この辺について御説明いたしたいと思っております。

○説明員(松浦泰次郎君) 先生のお話しでございますように、東京を中心とした地域あるいは大阪、名古屋を中心とする地域その他大都市近辺

につきました、非常に住宅建設等に伴う社会増が激しいのでございまして。それに伴いまして、児童生徒が増加いたしますと、学校の校舎の不足を来たしております。四十四年度現在の数字でございますが、小学校で申しまして六千六百六十教室、中学校で七百五十六教室、合計いたしまして六千九百六十六教室が不足いたしております。その応急措置としましては、いわゆるプレハブ校舎といわれおりまして臨時の建物でございますが、これによりましてやっておりますものが、小学校で二千二百七十八教室、中学校で二百七十四教室、合計二千五百五十二教室でございます。その他、理科室とか技術家庭科の教室とかそういう特別教室の転用によつてやっておりますものが、小学校で一千四百五十九教室、中学校で二百三十一教室、合計いたしまして千六百九十教室でございます。その他、屋内体育館の間仕切りというふうなもの、あるいは管理関係の室の転用というふうな方法によつてのいっておりますのが小学校で二千四百二十三教室、中学校で二百五十一教室、合計いたしまして二千六百七十四教室でございますが、特に小学校の場合が非常に大きい数字になっておりまして、全体としまして従来から若干ずつやはり不足が増加してまいつておるといふような趨勢にあるわけでございまして。

それからこれを学校新設の状況から見ますと、四十三年度の状況から申しますと、四十三年度には、小学校百二校、中学校十七校、合計百十九校の新設校がございます。それから四十四年度には、小学校が百四十四校、中学校が二十二校、合計百六十六校が新設されたのでございまして。四十四年度から四十八年度の状況を一応今年の二月に私も調査しました結果によりますと、四十四年度以降四十八年までに合計千三百校くらいが新設され、この学校新設状況も今後相当大規模の調査の結果が出てまいつておるわけで、やはり今後相当の間社会増の趨勢が続いていくのではないかとはいふふうに思われるわけであります。

○竹田四郎君 最近の措置で、先ほど申しまし

たように、学校の校地についてはいままでは何もなかったわけですが、起債が認められた、あるいはその他の点で用地確保には幾らか手当てがついてきたが、四十三年、四十四年度の学校用地の取得を一体どういう形で取得しておるのですか。たとえば一般会計からどのくらい金を出すとか、あるいは起債でどのくらいやるとか、あるいはその他の借り入れ金でどのくらいやるとか、そういう点をおわかりになりますか。

○説明員(松浦泰次郎君) たいまお話しの方でございしますが、社会増等に伴いまして、既設校舎の拡充、学級増設というふうな方法によってやります場合もありました。その場合にも、その校地が狭いと、やはり拡張というふうな問題が生ずるわけでありまして、先ほど申しました新設校等につきましては、どうしても新しく相当まとまった校地を取得しなければならぬというふうな状況でございします。その状況を、たいま四十三年度の数字があるのでもございしますが、小中学校用地として、取得費が三百三十五億円というふうな数字がございします。そのうち、従来は、主として地方債と交付税によって措置がされております。地方債によるものが二百二億円、うち政府資金が二十億円、交付税関係で約五十億円というふうな聞いておりますが、あとは一般財源というふうなことでございします。

それから、四十四年度からは、文部省としましても何らかの措置を講じなければならぬということで、整地費の補助ということを始めたいわけでございますが、これによりまして、三億円の予算措置を講じました。それ以外につきましては、取得費等につきましては、現在まだ調査結果が出てまいっておりませんが、やはり地方債の拡充と交付税措置で措置をいたしていきたいと考えているわけでございます。なお、四十四年度の地方債の措置額三百一億円でございしますが、そのうち約五十億円が政府資金でございします。以上のような状況でございます。

○竹田四郎君 そうすると、そのほかは、銀行か

らの借り入れとか、農協からの借り入れとか、そういうふうな形でございしますか。それで、大体その利率というのは、どのくらいの利率で借りているのですか。

○説明員(松浦泰次郎君) たいま申し上げました数字、地方債の額を申し上げましたが、そのうち、政府資金を除きますものがいわゆる繰越債等でございます。農協とかその他銀行等からの借り入れでございますが、従来調べました利率では、平均約七・三％ぐらいでございします。償還期限も、政府資金等に比べると短くなっているというふうな状況でございします。

○竹田四郎君 いま実態、文部省のほうから言われたとおりであると思うのですが、自治省のほうは、交付税あるいは起債若干増額されたいというのですが、そういう形以外に——この学校の不足、教室の問題はさらに深刻だろーうと思ひます。何らかさきに前進した措置というものがなければ、結局プレハブの校舎、これで子供が教育をさせられる。先ほど文部省の方は、そういうものの成果についてはお話しただけなかつたのです。が、おそらくプレハブ校舎でありますれば、夏は暑い、冬は寒い、ほこりは入ってくる、隣りの教室で音楽でもやっていけば勉強はできない、こういうのが私は実態ではなからうかと思ひます。しかも、一番重要な人格形成の時期にある子供が、そういう教育環境で教育を受けるといふのは好ましくない。これは何らかの措置を新たに考へておられるのかどうか。たとえば、いま校地のお話も出ましたけれども、繰越債にしても、政府資金に比べればかなり高いだろーう。償還期限等にいたしましても、おそらく非常に短いことであらうと思ひます。そういうものに対する措置のしかた、あるいは学校建設においても、これは私は統一単価と、その地域におけるところの実質単価というもののにも、かなり大きな差があるだろーうと思ひますが、徐々に正はもたらされてきていふと思ひますけれども、まだかなりの差があるだろーうと思ひます。そういう意味での超過負担と

いうようなものも、人口急増地域の教育施設をつくっていく上では、おそらくたいへんだらうと思ひます。おそらく教育費のうちの半分くらいは、こうした施設に使われてしまつて、その他の教育費というものは必然的に非常に手薄になるという実態であらうと思ひますが、これについて、起債を三十億ふやした、あるいは交付税で人口急増地域については幾らか見たようですが、交付税で人口急増地域について幾らか見たという金は、算定上幾らぐらになるのですか。

○説明員(橋手正君) 昭和四十四年度におきましては、百一億円算入いたしております。これは主として学校用地取得費と、こういうふうにして申しておりますが、内容的には、初年度調弁費、あるいは理科設備、給食設備、体育設備、こうしたものもひつくるめて、一切がござい人口急増補正によつて見込んでおるわけでございます。標準的に申し上げますと、小学校の場合、おおよそ十八学級増加のあったところにおきまして約三千万円、中学校の場合は、十五学級ぐらゐの増加がありましてたところで一億三千四百万円、この程度を見込んでおります。

○竹田四郎君 文部省の方にお聞きしたいのですが、この教室の不足というものは、一べにはなかなかもちろん解消できないと思ひます。先ほど千三百校の新設が必要だ、四十八年までですか、というお話でありました。しかし教室数にしたらくらゐと多い教室になるだろーうと思ひます。それを五年くらいで解消するとなると、その総額はどのくらいになりますか。

○説明員(松浦泰次郎君) ちょっと五年間をまとめて計算したものはないのでございしますが、社会増関係につきましては、やはりほうっておけないものでございします。大体翌年度の調査をしまして、その実際の必要に依つて予算措置を講じていくというふうな形でやっております。先ほど申し上げたように、小学校校舎がいまのところ中心になっておるわけでございますが、四十三年度には、面積でいきますと四十九万平方

メートルでございしますが、社会増の実態に照らしまして、四十四年度には、これを七十二万平方メートル、相当大幅なアップをしたわけでございます。しかし、これでもなお不足するような状況でございします。四十五年度予算におきましては、九十二万平方メートルというところで、四十三年度に比べますと約八、九〇％の増の面積を確保して、いふというふうな状況でございします。

○竹田四郎君 大臣、どうなんですかね。教育の問題でこれだけ校地を取得しなくちゃならぬわけなんですから、先ほどの御説明の中で、かなり一般財源からそれを充てているわけですから、わねなんですか、校地について、もう少し何らか、起債をさらにふやすとか、あるいは繰越債の利子については利子補給をしてやるのかということ、この急増の地域の必要とする教育施設というものは、早く整備をせざるを得ないと思ひます。自治省としても、そのまほほうっておくということになりますれば、やはり私は、これは将来の大きな社会問題へと発展していくべき性質のものだと思ひます。校地については、もう少し何らかの形で考えるべき方法というのではないでしようか。どうなんでしょう。

○国務大臣(秋田大助君) 中小学校の施設の拡充、ことに人口集中地帯、大都市におけるそれは問題でございまして、われわれい頭痛を痛めておる用地につきましては、近來、地方債のワクを拡大することによりまして対処をしまつたのでございしますが、さらにこれが拡大、その他利子補給等の点もさらに考慮をしなければならぬと思ひております。いろいろこの点につきましてはさらに非常にむずかしいことであります。ある程度校地以外の問題に触れますが、補助金等の拡張というふうなことも考えなければならぬと思ひておりますが、何さ急増、需要というものが非常に急でございまして、われわれも何か別途の方法があればと考えておりますが、さしずめはやはり起債のワクの画期的な拡大、これを考へて急場

○説明員(横手正君) 經常經費と投資的經費を分
けましたことのまずいと思われる点を申し上げ
ますと、やはり經常經費なり投資的經費なりの財
源措置が的確にやりやすくなったという面が一つ
あるのであります。いま一つは、これはとかく地
方交付税の算定方法が非常にわかりにくいと、こ
ういうふうにいわれておりましたが、こういう分
け方によりまして、地方団体に置きまして非常に
理解しやすいかっこうになったという点があるう
かと思ひます。ただ、あとの点につきましては、
なお県なり市町村なりの理解に不十分な面がまだ
見受けられるかと思ひますけれども、ここ二、三
年続けていくうちにそうした点、非常にわかりや
すくなつておるといふ面は実効をあげてまいら
うかと、かように思ひます。

○竹田四郎君 だいが委員長から時間を責められておりますから、いろいろお聞きしたいことがあ

るわけですが、時間がありませんで、これで結末にしたいと思うのですが、私はこういう経常経費、投資的経費に分けるということは、去年も私は若干疑問を提出しておいたわけですが、私はこれは財源調整、年度間の財源調整で大蔵省の言分というものとやっぱり関連があるような気がします。と申しますのは、これによつて、これはきのうも原田委員からもお話しありましたように、公共事業の地方負担分というものがより明確に交付税の算定の中に入ってくる。そうしたことが私は結論においてます交付税というものの性格が補助金に從属するというか、あるいは補助金化してきた、こういうことが言えるだろうと思うのです。午前中の議論でも、その使途は別に制限をしていないのだと口ではおっしゃってありますが、支出されることを期待していることは間違いないと思う。そういうふうにいいたしますれば、当然地方団体というのは、なるべく自治省のごきげんをそこなうまいと考えるでありましょうから、私は当然そういう意味では、交付税というものが補助金化していく。公共事業に從属していく。こういうふうになつてまいれば、私はますます国のフィスカルポリシーというワクの中にこの問題が入ってくるのじゃないか。そうしたことがますます大蔵省のほうから、地方交付税というものを国の全体のフィスカルポリシーの中に振り込む。そのために必要とあらば年度間調整を強硬に持ち出してくる、こういうことになるんではなからうかと思つております。午前中大臣は、もう来年は絶対に大蔵省に屈服して、いままでのような財源調整はしないという約束されましたので、私はここで申し上げませんけれど、こうした形で交付税の補助金化というものに對しては、私は地方自治の本旨をこわしていくものであり、同時に、交付税というものが、私はますます大蔵省の意見のワクの中にはまり込んでいく、そ

ういう結果になることを非常におそれております。

もうあと御答弁は要りませんけれども、ひとつ今後そういう形で交付税というものの、交付税制度というものを再検討してもらわなければいけない。また中央と地方との財源というもののついて、もうこの辺で一回考え直すべき時期にきておる。そうでなければ交付税の意義というものの私はますますなくなっていくのではなからうか、こういうことを警告申し上げまして、私の質問は終わりたいと思つてます。

○市川房枝君 私の質問はいつも一番おしまいでありまして、採決のすぐ前になるものですから、延び延びになつちやつて、つい質問を放棄したり、あるいは時間も迫つてまいりまして、十分な質問ができなかつたのでありますが、きょうもあと四時から本会議がある。それに緊急上程することになつてゐるらしくて、なるべく短くという御希望を理事からいただいたわけでありまして。しかし、最初から三十分とお願ひしてございましたので、時間勵行で、その間だけ簡単に二つの問題にしばつて伺いたいと思つてます。それでお答えのほうもひとつ簡潔に正確にお願いをしたいと思つてます。

自治大臣は去る三月の中旬に伊勢神宮参拝においてになりましたが、その際の記者会見で、自治体の特別職あるいは議員の給与報酬の基準をきめていない、良識にまかせる、こうおっしゃつたと出ておりましたけれども、そうでございますしうか。

○国務大臣(秋田大助君) そのとおりでございます。市川房枝君 私はここに自治省の財政局の交付税課、財政課編の四十三年度地方交付税制度解説、単位費用編を持つておるんですが、そこには出ておりますね。これはどういう意味ですか。

○説明員(橋手正君) 普通交付税の算定にあたりましては、各費目ごとに、やはりある程度積算基礎を策定いたさないことには単位費用自体が算

定できないことになります。そのため、一応標準団体が受ける一応の見込み額、これを基礎にして算定をしておる、こういうことを行なつております。その額のことを先生おっしゃつておられると思ひます。

○市川房枝君 現実にはそれよりもずっと多いんですけれども、多くても一向かまわないうんですか。

○説明員(橋手正君) 普通交付税の積算単価につきましては、これは地方財政計画に一応特別職なり議員の単価がきめられております。それを参考にしながら、それに合わせて交付税の積算単価をきめる、こういうことを行なつております。したがって、実態とは多少離れておる場合もあるかと存じます。

○市川房枝君 実態の数字があるんでしょうか。

○説明員(森岡敏君) 実態の数字は、いま手元にございましては四十四年四月一日現在の実態調査の結果でございます。

○市川房枝君 最近ある新聞を拝見しますと、自治省は別に地方の自治体から報告を受けることにはなつていないので、わからないんだという答弁がちょつと新聞に出ておりましたけれども、ちゃんと調べになつて数字がおりるにないんですか。私は時間がないから伺わなくてもいいと思ひますから、あとでそれをひとつお知らせいただきたいと思ひます。

最近全国の市議會議長会の調査というものが発表になつておりますが、それに多少不合理なところも出ておる。ことにボータスが自治省は三、四カ月お出しになつておりますね。ところが四カ月、五カ月、六カ月という支払いをいたしておるところがあるらしいんですけれども、こういうのは自治省としては別に知らぬ顔しておいでになるわけでございますしうか。

○説明員(潮田康夫君) お答え申し上げます。議會議員に対する期末勤勉手当の支給につきましては、期末手当につきましては支給をするということができるようになっておりますが、勤勉手当につきましては支給できないようになっており

ます。しかしながら地方の実態を見ますと、いま先生が言われましたように、国家公務員のそれに対して六カ月とか五カ月とかいうほど多いところはもうほとんどございませんけれども、若干多いところがございます。あるいは勤勉手当を出しておるところも中にはあります。若干でございますが、あります。それに對しましては、四十三年の十二月だと思ひますが通達を出しまして、特別職に対する期末手当の支給につきましては正常化をはかつていくようにということで指導をいたしておりました。漸次地方団体において報酬の引き上げの機会等をとらえまして正常化がはかられてきておるといふふうには思つておりますが、まだその線に至つてないところもあることは事実でございます。しかしいま申し上げましたような線で、地方団体、府県を通じて市町村に對して指導しておる次第でございます。

○市川房枝君 府県あるいは市町村民の特別職あるいは議員に對する給与あるいは報酬に對する県民や市民の意思を反映するために設けられております報酬等の審議會ですね、あれはまあ前よりもあれができたことによつて秘密にと言ひますか、突然にと言ひますか、議決することではなくて幾らか明朗になつたと思つてすけれども、しかし必ずしもその運営がうまくいっているかどうか、市民のほんとうの意思が反映しているかどうかというところについては多少疑問があると思ひますが、自治省はどういうふうにお考えになつておりますか。

○説明員(潮田康夫君) 報酬等審議會の設置あるいは委員の選任あるいはその運営のやり方ということにつきましては、若干報酬の引き上げについての隠微の存在になっておるのではないだろうかという批判のあつたことも事実でございます。それも先ほど申し上げました通達によりまして、報酬等審議會の委員の選任については住民の各層の代表の方が出られる、出ていただけるような選任のしかたをして、いやしくも外部から見ると一部の層に片寄つてゐるというふうなことのないよう

律の際は、公営競技の収益金の一部を、全国的な
地方団体の関係の深い公営企業の中に、売り上げ
金の一部を取り入れまして、そうして利率の引き
下げ等に資します。これも大きな意味で均てん化で
あらうと思ひます。この調査会で述べられており
ますのは、特定の団体がいわゆるギャンブル収益
に非常に依存した財政運営をしており、そういう
ことのないようにというのは、つまりいま一つ別
の意味の均てん化というものを含めて問題にしてい
ると私どもは解釈をしております。つまり、そ
れは一つの特定の団体が行なうというより、数多
くの団体がなるべく共同施行をすることによつて、
そうしてその収益の片寄りを防ぐというよう
な意味を含めての均てん化、それからそういう形
でだんだんとそういう単独の経営主体というもの
がなくなっていくということになってまいります
という、それに応じてそれ以外の団体にも収益
の配分が回っていく。急激にはまいらぬかもしれ
ませんが、そういう方向でその答申の線を、いわ

ゆる組合施行という形で答申いただいて以来努力をしてきたのでございます。その成果につきましては、なおいろいろ沿革がございまして十分ではない点もございすけれども、そういう意味で、組合共同施行というようにその加入団体、いわゆる施行団体をふやすことによつて、均てん化という答申の線を実現しようとしてやつてまいって現在に至つております。

○市川房枝君 局長の答弁はこの間と同じですけれども、均てん化するのだ、こうだけおっしゃっているわけですが、この趣旨は、私はある特定の自治体が公営ギャンブルの収益に強く依存しているのはいけぬのだ、だからその依存度を低くしろ、こういうことでは——当然そう解釈できるのですけれどもね、そうじゃありませんか、局長。

○政府委員(長野士郎君) そのとおりでございます。したがつて、均てん化と申します場合に、いま申し上げたように、たとえばここに五億の収益があるとしたしまして、それは回数がきまつておりますから、これを一つの団体がやれば五億の収益が上りますが、それに、かりに二つの団体になるとすれば、二億五千万になりますように、かりに五つの団体が入ることを認めてくれれば、一億円ずつになりますように。こういうふうな形で均てん化というものを私どもは進めて、今日に至つておるわけでございます。

○市川房枝君 そういふ解釈をすれば、それは均てん化も、減らすことにはならない。それは一つの団体として、なるにはなるのだけれども、私は自治省からいただいた資料でなかつたかと思うのですけれども、都道府県、それから市町村の基準財政需要額に対する依存度ですね、そのギャンブル収入の依存度の何%というのを書き出したのがあるのですけれども、市町村においては五〇%以上が二百五十ある。一番ひどいのは二〇〇%以上の自治体が四ある。こういう数字お出しになつていますね。これは依存度が非常に高いのじゃないですか。こういうのを一律低くする努力をいままでになすつたのかどうか。現実には低くなつちやい

ないのです。これでも前よりは低くなつたとおっしゃるのですか。その数字があれば、私拝見したいのでございます。

○政府委員(長野士郎君) 御指摘のございましたような団体は、実はこの公営競技の調査会の答申が出る前から、いわゆる期限なしの指定を受けておりまして実施しているような団体の場合にそういう例があるわけでございます。私どもも機会のあるたびに、そういう団体に対して、そういうギャンブル収入に非常に財政が依存していることは適当でございせんので、いわゆる組合施行、共同施行という線を進めておるわけでございますが、そういうものの実効が十分にあらがっていないという点は、御指摘のとおりでございます。しかし、これはいろいろないきさつなり経緯から、こういうギャンブル施行団体の一つのあり方というものが出ておるのが実情でございますから、そういうものを踏まえながらも、今後さらに理解を進めまして、均てん化につめていきたいというふうに思つております。

○市川房枝君 これはこの前のときも申し上げたけれども、結局、ギャンブルをやつていないところといふところの格差が非常についてきている。これがきよう議題になつています交付税には全然考慮されてないといふことで、市町村において、やつていないところから非常に不平が出てきているというわけで、それで今度も結局田無が、市長自身が、これは社会党の市長らしいですが、社会党は東京都知事がギャンブルをやめると宣言したときに、社会党御自身で、革新の自治体の長に対してギャンブルをやめるようにという通達をなすつたといふことを新聞で当初見たのですが、その社会党の市長が、自分で望んでギャンブルの肩がわりを申請をするといふことになつてはいるのですが、その理由が、これはテレビ、ラジオでも出ておりました。私もちょっと見たんですが、結局市長の言ひ分としては、いわゆる新興都市として人口が急増している。二年に一校の割合で新しく小学校、中学校建てなくちやならない。だから

その財源に困るんだ。お隣の立川市はギャンブルの収入はこれだけあつて、自分のほうはなんだ、こういうことを言つておりました。これは私は一応苦しいことはわかるわけですが、これも私もこの前申し上げただけけれども、結局人口が急増した新興都市として、東京の周辺の都市は、ここのだけじゃないでしようけれども、ふえておる。これはその自治体の私は責任じゃないと思ふんです。これは国の責任であつて、だから、こういう結果いろいろ財源がないのに対しては、国が当然というか、それこそ心配をすべきであつて、それをその自治体の責任においてしろ、足りなければギャンブルでもやれという指導を自治省はなさつておいでになるような気がするのです。だから、私はこの格差というものを、それが問題ではないか。だから、ギャンブルやつているところ、やつていないところの格差はどれぐらあるかといふ具体的な数字をほしいといふのも申し上げたんですが、まだいただいてないといふか、これはあとでいいんですけれども、一ぺん比較して、どれだけあるのかといふのをいただきたいと思ひますけれども、その点どうお考えになりますか。

○国務大臣(秋田大助君) なるべくギャンブルにたよらないで市町村の行政運営の、ギャンブル収入によらずして市町村、公共団体の財政運用のできるようにはからなきやならない。それがために、ことに人口急増地帯の大都市財源につきまして、先般来いろいろ御議論をして、われわれも足らざることを何とかふうをしよといふ努力をしておるわけでございます。ギャンブルに関する調査会の答申もまた、なるべくそういう努力をはかることによつてギャンブル収入によらずして運営のできるようにしようといふことは、いまの均てん化の問題について薄めるといふ問題もありますが、すなおに受け取るべきものと思ひ、すなおに私は努力をしているつもりでございます。そこで、何と申しまして社会経済の激変期にあたりまして、過渡的にいろいろ必ずしも時期的

に直ちに合理的にいかない部分があるのにわれわれ苦しんでいるのでございますが、気持ちよいとしたしましては、いま先生御指摘のような点を考慮しながら、なるべくギャンブル収入によらずしてできるような行政の運用につとめるべきであるといふ基本の考えを持ってこの問題に対処いたしておるつもりでございます。

○市川房枝君 時間が参りますので、あと一言だけ申し上げます。

自治省はギャンブルを続けていくんだ。この間の法律は十年の期限がついておつたのですが、いままでずっと続けておいてなる。だからもしそれを続けていくなら、私は交付税の中に、この前申し上げたけれども、当然配分のときの収入としてこゝろ見る、それでやつていないところ……。そうすれば私は公平にできるし、だからその点のはつきりした方針をお立てになるならば私はやつていく。ギャンブルをやめるのだといふことならば、それは交付税の中に入れたら困るかもしれない。だからそれははつきりしなければ、この問題は私は全国的にもつと広がつていって、そうして自治省はお困りになるのじゃないかと思ひます。だから、まあ時間があるまいので、私のほうからその注文だけ申し上げておきます。この問題についてはなおこまかいこといろいろ伺いたいのですが、それはまた別の機会にしたいと思ひます。

○委員長(山内一郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山内一郎君) 御異議ないと認めます。それでは、地方交付税法の一部を改正する法律案についてこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四〇三九号 昭和四十五年五月四日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 佐賀県鹿島市辻 樋渡光史外百二名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四〇四〇号 昭和四十五年五月四日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡吉井町立石免三三 一 越智豊一外百五十六名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四〇四一号 昭和四十五年五月四日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡西町加倉 佐々木恒民外九十名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四〇四二号 昭和四十五年五月四日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 山口市大字大内御堀 池本忠平外五百八名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四〇四三号 昭和四十五年五月四日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台四ノ一B一九ノ四〇五 玄奥宏外六百三十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四一二二号 昭和四十五年五月六日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 長崎県佐世保市瀬戸越町二四 大園雅夫外百五十八名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四一二三号 昭和四十五年五月六日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願

請願者 山口県萩市椿東中の倉 林祥彦外百九十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四一二四号 昭和四十五年五月六日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願(二通)

請願者 佐賀県杵島郡白石町堤 宮原敏外百八十三名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第四一二五号 昭和四十五年五月六日受理

地方公務員災害補償法の改正に関する請願(二通)

請願者 佐賀県佐賀郡富士町古湯 富永健外七百二十五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第三二三五号と同じである。

第三二五九号 昭和四十五年四月二十四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 山形市鉄砲町二ノ一二 逸見清外五十二名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三二六八号 昭和四十五年四月二十四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町五、九七六 森田孝太郎外千二十三名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三三〇〇号 昭和四十五年四月二十四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 長野県木曾郡木曾福島町五、九七六 森田孝太郎外千二十三名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三三〇一号 昭和四十五年四月二十四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(二通)

請願者 長野県埴科郡坂城町大字坂城一、〇一七埴科木材協同組合長 竹中親助外三十二名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三三三二号 昭和四十五年四月二十五日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(二通)

請願者 山形県西置賜郡白鷹町白鷹製材業協同組合長 長谷川六郎外百六十六名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三三四六号 昭和四十五年四月二十五日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 京都府綾部市若松町三三 大観孝七外七十名

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三四五七号 昭和四十五年四月二十五日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 長崎県市江戸町二ノ一三 喜多哲次外五名

紹介議員 田口長治郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三四七九号 昭和四十五年四月二十七日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡久万町大字入野一、三三八ノ一 中田千鶴外十八名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三五三五号 昭和四十五年四月二十七日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(二通)

請願者 高知県安芸郡安田町安田一、七〇五 田村喜重外二百八十一名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三五六六号 昭和四十五年四月二十七日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(三通)

請願者 愛知県新城市宇宮の後六八新城製材協同組合理事長 森恵吉外七十九名

紹介議員 柴田 榮君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三五九四号 昭和四十五年四月二十八日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 愛媛県松山市三番町八ノ一一ノ一 神谷建造外十八名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三五九五号 昭和四十五年四月二十八日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 名古屋市中区米浜町三名古屋木材組合内 鈴木達次郎外二十九名

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三六三七号 昭和四十五年四月二十八日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

第二部 地方行政委員会会議録第二十号 昭和四十五年五月十二日 【参議院】

請願者 長崎県諫早市泉町諫早北高地区木材業組合組合長 溝上謙吉

紹介議員 田口長治郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三六三八号 昭和四十五年四月二十八日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 新潟県東蒲原郡鹿瀬町大字日出谷 波田野勝博外三十二名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三七七〇号 昭和四十五年四月三十日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 熊本県人吉市上青井町二人吉木材協会内 溝口松次

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三八八一号 昭和四十五年五月一日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 宮崎市橋通東一丁目宮崎県木材協同組合連合会会長 島津久厚外三十四名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三八八二号 昭和四十五年五月一日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(三通)

請願者 熊本県芦北郡湯浦町一ノ三芦北林材協会内 小崎等外三百五名

紹介議員 高田 浩運君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三八九三号 昭和四十五年五月一日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(三通)

請願者 宮崎県日南市大字平野七六 竹井忠五郎外百五名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三九七一号 昭和四十五年五月二日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 岡山県吉田郡加茂町桑原二〇〇ノ一 小崎之男外三十一名

紹介議員 木村 睦男君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第三九七二号 昭和四十五年五月二日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 岡山県津山市二宮一、九五九ノ四津山地区木材組合内 河原精太郎外三十一名

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四〇四五号 昭和四十五年五月四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 福島市御山町六ノ二四福島地区木材協同組合内 横山健吉外三十名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四〇五五号 昭和四十五年五月四日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 岡山県吉田郡加茂町公郷 田中保外三十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四二二二二号 昭和四十五年五月六日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 福井県今立郡池田町水海 漆原清外三十五名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四二三二二二号 昭和四十五年五月六日受理

木材引取税の撤廃に関する請願

請願者 北海道斜里郡清里町緑町株式会社 小林木材店社長 松橋貞治外十一名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四二三三三三号 昭和四十五年五月六日受理

木材引取税の撤廃に関する請願(三通)

請願者 秋田県山本郡二ツ井町字山根三六ノ六 二ツ井林業協同組合理事 長 成田重蔵外二十四名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二八九二号と同じである。

第四三六九九号 昭和四十五年五月六日受理

地方税法中事業税率の軽減に関する請願(十九通)

請願者 埼玉県春日部市大字粕壁六、一八二 井上秀男外十八名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第二三二七号と同じである。